新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕

令和７年 11 月（更新）

千葉県商工労働部
カーボンニュートラル推進課

〇本県内において新エネルギー施設等を導入する際に必要となる（又はその可能性のある）許認可等の手続きを分野ごとに整理しました。
〇なお、本資料は県に関係する主な手続きを記載したものであり、資料中に掲載のない手続情報も含め、事業内容や導入する施設の規模・条件等によって、必要な手続きの種類が異なります。
〇事業の実施に当たっては十分な確認を行い、事業者の責任のもと確実に手続きを行ってください。

NO.	許認可等手続の名称	法令等名・条項	エネルギー種別													ページ
			太陽光発電	太陽熱利用	風力発電	バイオマス発電	バイオマス熱利用	バイオマス燃料製造	温度差熱利用	雪氷熱利用	中小水力発電	地熱発電	燃料電池	天然ガスコージェネ	クリーンエネルギー自動車	
再生可能エネルギーのFIT制度・FIP制度等に関するもの																
0-1	再生可能エネルギーのFIT制度・FIP制度に基づく事業計画の認定	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）	●		●	●					●	●				p.1
0-2	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定等	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）			●											p.2
主な関係法令に関するもの																
１．土地取引等に関するもの																
1-1	一定面積以上の土地の売買等の届出	国土利用計画法第23条第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.3
1-2	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合等の届出等	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.3
1-3	森林の土地の所有者届出制度	森林法第10条の7の2第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.4
２．土地造成・土地利用に関するもの																
2-1	都市計画区域における開発行為の許可、市街化調整区域における建築許可	都市計画法第29条第1項、第43条第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.5
2-2	都市計画区域以外の区域における開発行為（1ha 以上）の許可	都市計画法第29条第2項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.6
2-3	都市計画区域以外の区域における宅地開発事業（1ha 未満）の設計確認	千葉県宅地開発事業の基準に関する条例第7条第1項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.7
2-4	河川敷に工作物を設置する場合の占用許可	河川法第24条、第26条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.7
2-5	港湾区域、港湾隣接地域、港湾区域内の海岸保全区域、港湾施設の敷地又は上空を占用する場合の許可等	港湾法第37条、海岸法第7条、第8条、千葉県港湾管理条例	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.8
2-6	漁港区域及び漁港区域内の海岸保全区域の水域・公共空地及び甲種漁港施設の占用許可等	漁港漁場整備法第39条第1項、海岸法第7条、第8条、千葉県漁港管理条例第12条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.9
2-7	海岸保全区域及び一般公共海岸区域に工作物を設置する場合の占用許可	海岸法第7条、第37条の4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.9

表中の●印は、エネルギーの種別ごとに、手続きを要する（又はその可能性がある）関係法令等を表します。

NO.	許認可等手続の名称	法令等名・条項	エネルギー種別													ページ
			太陽光発電	太陽熱利用	風力発電	バイオマス発電	バイオマス熱利用	バイオマス燃料製造	温度差熱利用	雪氷熱利用	中小水力発電	地熱発電	燃料電池	天然ガスコージェネ	クリーンエネルギー自動車	
2-8	国土交通省所管公共用財産の使用許可	国有財産法第 18 条第 6 項、国土交通省所管公共用財産管理規則第 3 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.10
2-9	近郊緑地保全区域内における建築行為等の届出	首都圏近郊緑地保全法第 7 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.10
2-10	風致地区内の開発行為等の許可	関係各市の風致地区条例	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.10
2-11	景観計画区域内における工作物の建設等行為の届出	景観法第 16 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.11
2-12	土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の規定による形質変更時の届出	土壌汚染対策法第 4 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.11
2-13	環境影響評価手続	環境影響評価法、千葉県環境影響評価条例	●		●	●	●				●	●		●		p.12
2-14	太陽光発電施設の設置における環境配慮	太陽光発電の環境配慮ガイドライン	●													p.12
2-15	千葉臨海地域（千葉市～富津市）における環境保全協定の締結	環境保全協定の締結				●	●	●			●	●		●		p.13
2-16	かずさアカデミアパークにおける環境協定の締結	かずさ環境協定の締結	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.14
2-17	県内に立地しようとする工場又は事業所の環境保全対策事前審査	環境保全に係る事前審査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.15
2-18	国定公園内の開発行為等の許可申請又は届出	自然公園法第 20 条第 3 項、第 33 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.15
2-19	県立自然公園内の開発行為等の許可申請又は届出	千葉県立自然公園条例第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.16
2-20	自然公園等内における建築物及び高さのある工作物に係る事前協議等	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.17
2-21	自然公園特別地域における面積が 1ha 以上の開発行為等又は一定規模以上の車道の新築に係る事前協議等	自然公園法施行規則第 10 条第 4 項、千葉県立自然公園条例施行規則第 12 条第 3 項、千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.17
2-22	自然環境保全地域等における行為の許可申請又は届出	千葉県自然環境保全条例第 9 条第 4 項、第 11 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 23 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.18

表中の●印は、エネルギーの種別ごとに、手続きを要する（又はその可能性がある）関係法令等を表します。

NO.	許認可等手続の名称	法令等名・条項	エネルギー種別													ページ
			太陽光発電	太陽熱利用	風力発電	バイオマス発電	バイオマス熱利用	バイオマス燃料製造	温度差熱利用	雪氷熱利用	中小水力発電	地熱発電	燃料電池	天然ガスコージェネ	クリーンエネルギー自動車	
2-23	鳥獣保護区特別保護地区内の開発行為等の許可申請	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.18
2-24	土地の形質変更等行為を行う者との自然環境保全協定の締結	千葉県自然環境保全条例第 25 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.19
2-25	事業用地所有者等との緑化協定の締結	千葉県自然環境保全条例第 26 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.19
2-26	特定工場の新設・変更等の届出	工場立地法第 6 条～第 8 条等		●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	p.20
2-27	農地の転用等についての許可又は届出	農地法第 4 条、第 5 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.20
2-28	地域計画からの除外	農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.21
2-29	農用地区域からの除外	農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.21
2-30	民有林の開発行為の許可	森林法第 10 条の 2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.22
2-31	民有林の開発行為に係る届出	千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第 18 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.23
2-32	民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出	森林法第 10 条の 8 第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.23
2-33	保安林の指定の解除	森林法第 26 条、第 26 条の 2、第 27 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.24
2-34	保安林内作業許可	森林法第 34 条第 2 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.24
2-35	特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区含む）内の建築行為等の許可	都市緑地法第 14 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.25
2-36	生産緑地地区内における行為の制限	生産緑地法第 8 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.25
2-37	公園管理者以外の者の公園施設の設置等及び都市公園の占用	都市公園法第 5 条、第 6 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		p.26
2-38	温泉の掘削等の許可	温泉法										●				p.27
2-39	地すべり防止区域内の行為の許可	地すべり等防止法第 18 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.28
2-40	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.28
2-41	漁場内の岩礁破砕等の許可	千葉県漁業調整規則第 47 条			●							●				p.29
2-42	宅地造成等工事規制区域において一定要件に該当する工事を行う場合の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法　第 12 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.29

表中の●印は、エネルギーの種別ごとに、手続きを要する（又はその可能性がある）関係法令等を表します。

NO.	許認可等手続の名称	法令等名・条項	エネルギー種別													ページ
			太陽光発電	太陽熱利用	風力発電	バイオマス発電	バイオマス熱利用	バイオマス燃料製造	温度差熱利用	雪氷熱利用	中小水力発電	地熱発電	燃料電池	天然ガスコージェネ	クリーンエネルギー自動車	
2-43	砂防指定地における行為の許可	砂防法第 4 条、千葉県砂防指定地における行為の禁止及び制限に関する条例第 3 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.30
2-44	重要文化財等の現状変更の許可等	文化財保護法、同法施行令、千葉県文化財保護条例	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.31
2-45	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出	文化財保護法第 93 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.32
2-46	道路の占用許可	道路法第 32 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.33
2-47	土石砂利の採取を行う場合の認可	採石法第 33 条、砂利採取法第 16 条、千葉県土採取条例第 3 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.33
2-48	土砂等の埋立て等に係る特定事業の許可	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条、第 13 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.34
2-49	土砂等の埋立て等（特定事業）に係る事前計画書の提出	千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.35
2-50	再生土の埋立て等に係る特定埋立て等の届出	千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第 5 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.36
３．事業認可に関するもの																
3-1	事業用電気工作物に係る保安規程の届出、工事計画の認可・届出等	電気事業法第 42 条、第 47 条、48 条	●		●	●					●	●	●	●		p.37
3-2	系統接続に係る一般送配電事業者との事前相談、契約締結等	電気事業法第 28 条の 45、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針	●		●	●					●	●	●	●		p.37
3-3	熱供給事業の登録	熱供給事業法第 3 条					●							●		p.38
3-4	廃棄物の収集運搬又は処分業を行う場合の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項ほか				●	●	●								p.38
４．建築行為等に関するもの																
4-1	建築物又は工作物の建築確認申請	建築基準法第 6 条第 1 項、第 88 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.39
4-2	廃棄物処理施設の敷地の位置の許可	建築基準法第 51 条ただし書き				●	●	●								p.40

表中の●印は、エネルギーの種別ごとに、手続きを要する（又はその可能性がある）関係法令等を表します。

NO.	許認可等手続の名称	法令等名・条項	エネルギー種別													ページ
			太陽光発電	太陽熱利用	風力発電	バイオマス発電	バイオマス熱利用	バイオマス燃料製造	温度差熱利用	雪氷熱利用	中小水力発電	地熱発電	燃料電池	天然ガスコージェネ	クリーンエネルギー自動車	
4-3	伝搬障害防止区域に一定の高さ(31m)を超える高層建築物等を建築する場合の届出	電波法第 102 条の 3			●	●	●	●						●		p.41
4-4	物件(60m 以上)の設置に係る航空障害灯、昼間障害標識の設置及び届出	航空法第 51 条、第 51 条の 2、法施行規則第 238 条			●	●	●	●						●		p.42
5．設備等の設置・保安に関するもの																
5-1	危険物製造所等の設置の許可	消防法第 11 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.43
5-2	高圧ガス製造・貯蔵・消費に係る許可等	高圧ガス保安法第 5 条、第 16 条・第 17 条の 2、第 24 条の 2				●	●	●					●	●		p.43
5-3	ボイラー・圧力容器・クレーン等の製造許可、検査及び設置の届出等	労働安全衛生法第 37、38 条、88 条関係	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.44
5-4	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設の設置の届出	大気汚染防止法第 6 条、第 17 条の 5、第 18 条の 28				●	●	●						●		p.45
5-5	窒素酸化物に係る適用施設設置計画書の届出	千葉県窒素酸化物対策指導要綱第 6 条				●	●	●						●		p.46
5-6	窒素酸化物排出濃度の指導	千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱第 3 条				●	●	●						●		p.47
5-7	硫黄酸化物に係る適用施設設置計画書の届出	硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱第 5 条				●	●	●						●		p.48
5-8	特定施設の設置の届出(ダイオキシン類)	ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条				●	●	●						●		p.49
5-9	特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出(騒音関係)	騒音規制法第 6 条、第 14 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.49
5-10	特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出(振動関係)	振動規制法第 6 条、第 14 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.50
5-11	特定施設の設置の届出(水質)	水質汚濁防止法第 5 条、湖沼水質保全特別措置法第 15 条、千葉県環境保全条例第 21 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.51
5-12	廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議	千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱				●	●	●								p.52

表中の●印は、エネルギーの種別ごとに、手続きを要する(又はその可能性がある)関係法令等を表します。

NO.	許認可等手続の名称	法令等名・条項	エネルギー種別													ページ
			太陽光発電	太陽熱利用	風力発電	バイオマス発電	バイオマス熱利用	バイオマス燃料製造	温度差熱利用	雪氷熱利用	中小水力発電	地熱発電	燃料電池	天然ガスコージェネ	クリーンエネルギー自動車	
5-13	廃棄物処理施設設置等の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項、第 15 条第 1 項、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第 12 条第 1 項、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱				●	●	●								p.53
5-14	公害防止管理者の選任等の届出	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第 4 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.54
5-15	浄化槽の設置の届出	浄化槽法第 5 条第 1 項	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.55
6．その他																
6-1	地下水採取に係る許可	工業用水法第 3 条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 4 条、千葉県環境保全条例第 39 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.56
6-2	自動車環境管理計画書・実績報告書、自動車環境管理者選任(解任)届出書	千葉県環境保全条例第 55 条の 2・3・5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.57
6-3	自動車使用管理計画書・状況報告書	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 33 条、第 34 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.57
6-4	河川の流水を利用する場合の流水の占用許可又は登録	河川法第 23 条、第 23 条の 2									●					p.58
6-5	特定都市河川流域内における雨水浸透阻害行為の許可	特定都市河川浸水被害対策法 第 30 条	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	p.58
7．市町村が定める許認可等手続き																
7-1	銚子市 (風力発電施設整備に関する遵守事項)				●											p.59
7-2	館山市 (館山市における太陽光・風力発電設備の設置に関する各種手続き情報)		●		●											p.59
7-3	野田市 (野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例、同施行規則)		●													p.60
7-4	茂原市 (茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱)		●													p.60
7-5	東金市 (東金市太陽光発電設備の設置に関する各種手続情報)		●													p.61

表中の●印は、エネルギーの種別ごとに、手続きを要する(又はその可能性がある)関係法令等を表します。

NO.	許認可等手続の名称	法令等名・条項	エネルギー種別													ページ
			太陽光発電	太陽熱利用	風力発電	バイオマス発電	バイオマス熱利用	バイオマス燃料製造	温度差熱利用	雪氷熱利用	中小水力発電	地熱発電	燃料電池	天然ガスコージェネ	クリーンエネルギー自動車	
7-6	旭市 （旭市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン）		●		●	●										p.61
7-7	勝浦市 （勝浦市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する指導要綱）		●													p.62
7-8	市原市 （太陽光発電所の設置に関する許認可等手続き情報）		●													p.62
7-9	我孫子市 （我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例、同施行規則）		●													p.63
7-10	富津市 （富津市太陽光発電設備の設置等に関する指導要綱）		●													p.64
7-11	袖ケ浦市 （袖ケ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン）		●													p.64
7-12	白井市 （白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン）		●													p.65
7-13	いすみ市 （いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱）		●													p.65
7-14	大網白里市 （大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例）		●													p.66
7-15	酒々井町 （酒々井町太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン）		●													p.67
7-16	栄町 （栄町太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン）		●													p.67
7-17	東庄町 （東庄町太陽光発電施設設置及び管理に関するガイドライン）		●													p.68
7-18	睦沢町 （睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱）		●													p.68
7-19	長生村 （長生村太陽光発電設備の設置に関する指導要綱）		●													p.69
7-20	白子町 （白子町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱）		●													p.70
7-21	長柄町 （長柄町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例、同施行規則）		●													p.71
7-22	長南町 （長南町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱）		●													p.72
7-23	大多喜町 （大多喜町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱）		●													p.73

表中の●印は、エネルギーの種別ごとに、手続きを要する（又はその可能性がある）関係法令等を表します。

7-24	御宿町 （御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、同施行規則、技術的基準）	●		●											p.74

8-1 規制区域等がある市町村（一覧） p.75

8-2 用語解説 p.76

8-3 県出先機関所管区域 p.78

表中の●印は、エネルギーの種別ごとに、手続きを要する（又はその可能性がある）関係法令等を表します。

再生可能エネルギーの FIT 制度・FIP 制度等に関するもの

0－1　再生可能エネルギーの FIT 制度・FIP 制度に基づく事業計画の認定

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	再生可能エネルギーの FIT 制度・FIP 制度に基づく事業計画の認定 （再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法））
許認可等窓口	FIT 制度・FIP 制度に関する情報提供 WEB サイト 経済産業省資源エネルギー庁 HP FIT 制度・FIP 制度に関する問合せ 経済産業省資源エネルギー庁　電話 0570-057-333 関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課 電話　048-600-0361
手続の内容	固定価格買取制度（FIT 制度）は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた買取価格・買取期間による電気の供給契約の申込があった場合には、応ずるよう義務づけるもの。 FIP（Feed-in Premium）制度は、再生可能エネルギー発電事業者が、卸電力取引市場や相対取引により売電する際、一定のプレミアムが別途交付されるもの。 FIT 制度・FIP 制度の適用を受けるためには、経済産業大臣から事業計画認定を受ける必要がある。 国の「事業計画策定ガイドライン（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）」では、適切な事業実施のため、再エネ特措法に基づき発電事業者が求められる事項がまとめられているので確認すること。 《留意点等》 主な認定の基準 ・ 分割禁止 特段の理由がないのに、一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。 ・ 保守点検及び維持管理 発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。 ・ 設備の廃棄 発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る発電事業を廃止する際の発電設備の取り扱いに関する計画が適切であること。 ・ 標識の掲示 外部から見やすいように発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他事項について記載した標識を掲げるものであること。（太陽光発電設備 20kW 未満・屋根置きは除く） ・ 土地の確保 発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。 ・ 関係法令の遵守 関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること。

０－２　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定等

新エネルギー施設等の種類	風力発電
許認可等手続の概要（関係法令等名・条項）	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するための、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定等（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法））
許認可等窓口	経済産業省資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課　　電話 03-3501-4031 ※洋上風力関連制度（経済産業省資源エネルギー庁 HP） 国土交通省　港湾局　海洋・環境課　　電話 03-5253-8674
手続の内容	再エネ海域利用法は、海外でコスト低下が進み、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制を両立する観点から重要な洋上風力発電が、①海域の占用に関する統一的なルールがない、②先行利用者との調整の枠組みが存在しない、という課題により導入が進んでいなかったことを受け、これらの課題の解決に向け成立した法律であり、平成 31 年 4 月 1 日に施行されている。 再エネ海域利用法に基づく、具体的な手続きの流れは、下記の図のとおり。 **再エネ海域利用法の概要** 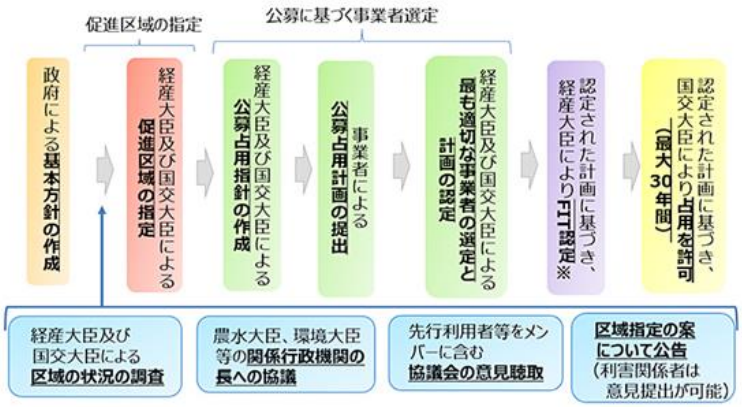 促進区域とは、自然的条件が適当であること、漁業や海運業等の先行利用に支障を及ぼさないこと、系統接続が適切に確保されること、等の要件に適合した一般海域内の区域のことで、洋上風力発電事業の実施のために指定され、その区域内では最大 30 年間の占用許可を事業者は得ることができる。 また、事業者選定のための公募では、長期的・安定的・効率的な事業実施の観点から最も優れた事業者を選定することで、責任ある長期安定的な電源かつコスト競争力のある電源として洋上風力発電の導入を促進する仕組みとなっている。

主な関係法令に関するもの

1．土地取引等に関するもの

1－1　一定面積以上の土地の売買等の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	一定面積以上の土地の売買等の届出 （国土利用計画法第 23 条第 1 項）
許認可等窓口	県土整備部　用地課　土地取引調査室　　電話 043-223-3289 《届出窓口》 各市町村
手続の内容	土地に関する権利の移転または設定に係る契約後 2 週間以内に各市町村を通じ、届け出る。当該土地の土地利用基本計画や、周辺の土地利用に対する影響の度合い、個別法令の許可基準、市町村の意見等を考慮の上、支障のある場合は利用目的について助言・勧告をする。該当する権利形態は所有権、借地権（権利金等の一時金が発生する場合）、信託受益権（信託契約は対象外）、地上権等である。

1－2　一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合等の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとする場合等の届出 （公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条第 1 項）
許認可等窓口	・ 市域の土地の場合 　各市の公有地の拡大の推進に関する法律担当課 ・ 町村域の土地の場合 　県土整備部　用地課　土地取引調査室　　電話 043-223-3289 　（届出等窓口は各町村となります）
手続の内容	一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとするときは、譲渡しようとする 3 週間前までに市長（町村域の土地の場合は町村経由で知事）に届け出なければならない。

１－３　森林の土地の所有者届出制度

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	森林の土地の所有者届出制度 （森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項）
許認可等窓口	市町村林業担当課
手続の内容	平成 24 年 4 月以降、個人法人を問わず、地域森林計画対象森林の土地を取得した方は、面積の大小を問わず、土地の所有者となった日から 90 日以内に取得した土地の所在する市町村の長に届出書を提出しなければならない（国土利用計画法に基づく土地売買後の届出を提出する場合を除く）。

2. 土地造成・土地利用に関するもの

2－1　都市計画区域における開発行為の許可、市街化調整区域における建築許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	都市計画区域における開発行為の許可、市街化調整区域における建築許可 （都市計画法第 29 条第 1 項、第 43 条第 1 項）
許認可等窓口	【1ha 以上】 県土整備部　都市整備局　宅地安全課　開発指導班 　電話 043-223-3240 【1ha 未満】 各土木事務所　宅地指導課又は建築宅地課
手続の内容	主として建築物の建築を目的とする開発行為又は危険物の貯蔵又は処理に供する工作物（電気事業法に規定する電気事業（小売電気事業を除く。）の用に供する電気工作物に該当するもの及びガス事業法に規定するガス工作物等に該当するもの等公益上必要な工作物を除く。）等周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるものの建設等を目的とする開発行為は、法第 29 条第 1 項の規定による知事の開発許可を受ける必要がある。 また、前記の許可を受ける必要がない場合であっても、市街化調整区域においては、一部の建築物等を除き、法第 43 条第 1 項の規定による知事の許可を受ける必要がある。 《留意点等》 ・ 本手続は都市計画区域における、その区域の規制規模（市街化調整区域については全て、その他は区域により 0.03～0.3ha）以上の開発行為（市街化調整区域については建築行為も含む）に対して適用される。 ・ 法第 32 条等に基づき開発許可申請前に開発区域を所管する市町村と事前の協議が必要であり、また許可の申請窓口も市町村となる。 ・ 県内の 20 市（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、印西市、浦安市、袖ヶ浦市、白井市及び大網白里市）は各市長が許可権限を有している。 ・ 平成 28 年 4 月 1 日より、電気事業法に規定する電気事業（小売電気事業を除く。）については適用除外となっている。

２－２　都市計画区域以外の区域における開発行為（1ha 以上）の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	都市計画区域以外の区域における開発行為（1ha 以上）の許可 （都市計画法第 29 条第 2 項）
許認可等窓口	県土整備部　都市整備局　宅地安全課　開発指導班 電話 043-223-3240
手続の内容	主として建築物の建築を目的とする開発行為又は危険物の貯蔵又は処理に供する工作物（電気事業法に規定する電気事業（小売電気事業を除く。）の用に供する電気工作物に該当するもの及びガス事業法に規定するガス工作物等に該当するもの等公益上必要な工作物を除く。）等周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるものの建設等を目的とする開発行為は、法第 29 条第 2 項の規定による知事の開発許可を受ける必要がある。 《留意点等》 ・ 本手続は都市計画区域以外の区域における 1ha 以上の開発行為に対して適用される。 ・ 法第 32 条等に基づき開発許可申請前に開発区域を所管する市町村と事前の協議が必要であり、また許可の申請窓口も市町村となる。 ・ なお、市原市については市長が許可権限を有している。 ・ 平成 28 年 4 月 1 日より、電気事業法に規定する電気事業（小売電気事業を除く。）については適用除外となっている。

２－３　都市計画区域以外の区域における宅地開発事業（1ha 未満）の設計確認

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	都市計画区域以外の区域における宅地開発事業（1ha 未満）の設計確認 （千葉県宅地開発事業の基準に関する条例第 7 条第 1 項）
許認可等窓口	各土木事務所 宅地指導課又は建築宅地課
手続の内容	主として建築物の建築を目的とする宅地開発事業又は危険物の貯蔵又は処理に供する工作物（電気事業法に規定する電気事業（小売電気事業を除く。）の用に供する電気工作物に該当するもの及びガス事業法に規定するガス工作物等に該当するもの等公益上必要な工作物を除く。）等周辺地域の環境の悪化をもたらすおそれがあるものの建設を目的とする宅地開発事業は、県条例第 7 条第 1 項の規定による確認を受ける必要がある。 《留意点等》 ・ 本手続は、都市計画区域以外の区域における、その区域の規制規模（区域により 0.1～0.5ha）以上かつ 1ha 未満の宅地開発事業に適用される。 ・ 確認にあたり知事は、県条例第 7 条等の規定により開発区域を所管する市町村長の意見を聞く必要があることから、申請前に開発区域を所管する市町村と事前の協議が必要であり、また確認の申請窓口も市町村となる。 ・ なお、市原市については市長が確認権限を有している。 ・ 平成 28 年 6 月 1 日より、電気事業法に規定する電気事業（小売電気事業を除く。）については適用除外となっている。

２－４　河川敷に工作物を設置する場合の占用許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	河川敷に工作物を設置する場合の占用許可 （河川法第 24 条、第 26 条）
許認可等窓口	各土木事務所 管理課又は管理用地課
手続の内容	法第 24 条に定める土地の占用許可及び法第 26 条に定める工作物の設置許可を得なければならないが、民間企業等には、占用許可を与えていない。

２－５　港湾区域、港湾隣接地域、港湾区域内の海岸保全区域、港湾施設の敷地又は上空を占用する場合の許可等

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	① 港湾区域、港湾隣接地域、港湾区域内の海岸保全区域、港湾施設の敷地又は上空を占用する場合の許可等 （港湾法第 37 条、海岸法第 7 条、第 8 条、千葉県港湾管理条例） ② 臨港地区内における行為の届出等 （港湾法第 38 条の 2、千葉県臨港地区構築物規制条例） ③ 船舶の出入港、港湾施設を使用する場合の許可等 （千葉県港湾管理条例）
許認可等窓口	県土整備部 港湾課 港湾管理班　電話 043-223-3830 各港湾事務所、銚子土木事務所、夷隅土木事務所、安房土木事務所
手続の内容	①について 施設（送電管路、管類等も含む）が、港湾区域、港湾隣接地域、港湾区域内の海岸保全区域、港湾施設の敷地又は上空を占用する場合は、法令に基づき港湾管理者等から占用許可等を受ける必要がある。 ②について 臨港地区内で一定規模以上の工場又は事業場の新設や増設をする場合は、港湾管理者に届け出なければならない。 ③について 港湾施設（係留施設、保管施設等）を使用する場合は、条例に基づき港湾管理者から港湾施設使用許可等を受ける必要がある。 《留意点》 危険物の荷役等を行う場合、別途港則法に基づく申請等が必要となりますので、海上保安庁へお問い合わせください。

２－６　漁港区域及び漁港区域内の海岸保全区域の水域・公共空地及び甲種漁港施設の占用許可等

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	漁港区域及び漁港区域内の海岸保全区域の水域・公共空地及び甲種漁港施設の占用許可等 （漁港及び漁場の整備等に関する法律第 39 条第 1 項、海岸法第 7 条、第 8 条、千葉県漁港管理条例第 12 条）
許認可等窓口	《申請窓口》 銚子漁港事務所　管理用地課　　電話 0479-22-6503 南部漁港事務所　管理用地課　　電話 0470-23-4751 《県庁所管課》 農林水産部　水産局　漁港課　漁港管理班　　電話 043-223-3020
手続の内容	漁港区域内の水域又は公共空地あるいは甲種漁港施設（県が管理する漁港施設及び漁港施設関連用地）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、若しくは増築しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

２－７　海岸保全区域及び一般公共海岸区域に工作物を設置する場合の占用許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （法令等名・条項）	海岸保全区域及び一般公共海岸区域に工作物を設置する場合の占用許可 （海岸法第 7 条、第 37 条の 4）
許認可等窓口	各土木事務所　管理課又は管理用地課 千葉農業事務所　基盤整備課 君津農業事務所　指導管理課
許認可等手続の内容	海岸保全区域（公共海岸の土地に限る）内及び一般公共海岸区域（水面を除く）において工作物を設置し、占用する時は、海岸管理者の許可を受けなければならない。

２－８ 国土交通省所管公共用財産の使用許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	一般海域に工作物を設置する場合の使用許可 （国有財産法第 18 条第 6 項、国土交通省所管公共用財産管理規則第 3 条）
許認可等窓口	各土木事務所 管理課又は管理用地課
許認可等手続の内容	一般海域において、工作物の設置や特定の目的のための占用又は使用をする場合は、知事の許可を受けなければならない。

２－９ 近郊緑地保全区域内における建築行為等の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	近郊緑地保全区域内における建築行為等の届出 （首都圏近郊緑地保全法第 7 条）
許認可等窓口	《受付窓口》 近郊緑地保全区域のある4市（千葉市、市川市、野田市、君津市）
手続の内容	保全区域内（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く）において、建築物、工作物の建築等、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立などの行為を行おうとする場合に、行為の届出を要する。

２－１０ 風致地区内の開発行為等の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	風致地区内の開発行為等の許可 （関係各市の風致地区条例）
許認可等窓口	《受付窓口》 風致地区のある 4 市（市川市、船橋市、香取市、銚子市） ※市川市、船橋市、香取市、銚子市については各市の条例がある
手続の内容	風致地区内において、建築物、工作物の建築等、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立などの行為を行おうとする場合に、行為の許可を要する。

2－11　景観計画区域内における工作物の建設等行為の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	景観計画区域内における工作物の建設等行為の届出 （景観法第 16 条）
許認可等窓口	《受付窓口》 景観計画のある 20 市 1 町（市川市、我孫子市、柏市、流山市、市原市、浦安市、成田市、袖ケ浦市、鎌ケ谷市、大網白里市、船橋市、千葉市、松戸市、茂原市、山武市、木更津市、酒々井町、佐倉市、印西市、君津市、館山市）
手続の内容	景観計画区域内において、建築物の建築、工作物の建設、開発行為などの行為を行おうとする場合に、行為の届出を要する。 《留意点》 届出対象行為は、各市町で内容が異なるため、確認をする必要がある。

2－12　土壌汚染対策法第4条第1項の規定による形質変更時の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の規定による形質変更時の届出 （土壌汚染対策法第 4 条第 1 項）
許認可等窓口	環境生活部　水質保全課　地質汚染対策班　　電話 043-223-3812 《届出窓口》 千葉市・市川市・船橋市・松戸市・柏市・市原市においては市役所、それ以外は当課
手続の内容	3,000m^2 以上（特定有害物質使用特定施設が設置された事業場の敷地内は 900m^2 以上）の土地の形質変更（掘削及び盛土）を行う場合、工事着手日の 30 日前までに都道府県知事又は同法施行令第 10 条の規定による市の長（以下「知事等」という。）に届け出る。 《留意事項等》 届出された土地の範囲内に汚染のおそれがあると知事等が判断したときに、当該土地の汚染状況の調査及び報告を命じられる場合がある。 また、軽微な土地の形質変更は届出不要の場合もあるため、届出窓口で確認する必要がある。

2－13　環境影響評価手続

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、中小水力発電、地熱発電、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	環境影響評価手続 （環境影響評価法、千葉県環境影響評価条例）
許認可等窓口	環境生活部　環境政策課　環境影響評価・指導班 電話 043-223-4135,4138
手続の内容	《対象事業》 (1) 環境影響評価法 事業用電気工作物であって発電用のもの（風力発電所、水力発電所（ダムとして該当する場合も有り）、火力発電所、地熱発電所、太陽電池発電所） (2) 千葉県環境影響評価条例 発電用電気工作物（風力発電所、水力発電所（ダムとして該当する場合も有り）、火力発電所、太陽電池発電所）、工場（工場立地法の特定工場）、廃棄物焼却等施設（廃棄物焼却施設、廃棄物溶融施設） ※手続の概要は環境政策課ホームページを参照してください

2－14　太陽光発電設備の設置における環境配慮

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月　環境省） ホームページ（報道発表資料） https://www.env.go.jp/press/107899.html
許認可等窓口	《相談窓口》 環境省　大臣官房環境影響評価課　　電話 03-3581-3351（代表） 環境生活部　環境政策課　環境影響評価・指導班 電話 043-223-4135,4138 環境生活部　温暖化対策推進課　企画調整班 電話 043-223-4139,4645 市町村　環境関係担当課
手続の内容	環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例の対象とならない規模の太陽光発電施設の設置に際して、ガイドラインに基づき、事業区域や周辺の環境に関する課題を整理し、事前の調査、検討を行うとともに、環境配慮に必要な地域とのコミュニケーションを図る。 《留意点》 立地検討・設計段階など早期の段階において、ガイドラインに基づく取組を実施することが望ましい。

２－１５　千葉臨海地域（千葉市～富津市）における環境保全協定の締結

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、中小水力発電、地熱発電、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	千葉臨海地域（千葉市～富津市）における環境保全協定の締結 （環境保全協定の締結）
許認可等窓口	環境生活部　環境政策課　環境影響評価・指導班 電話 043-223-4135,4138 《関係部署》 環境生活部　大気保全課　大気指導班　電話 043-223-3802 環境生活部　水質保全課　水質指導・規制班　電話 043-223-3871 環境生活部　循環型社会推進課 資源循環企画室　電話 043-223-2758 環境生活部　温暖化対策推進課　企画調整班 電話 043-223-4139
手続の内容	環境関係法令を補完し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより、きめ細かい指導を行うため、県、地元市、企業の三者間で環境保全協定を締結する。 (1) 対象 千葉臨海地域（千葉市～富津市）に立地する一定規模以上の工場等 (2) 項目 大気、水質、騒音、悪臭、地盤沈下等 (3) 主な内容 各項目について、具体的な排出量、排出濃度、監視等について定めている。

２－１６　かずさアカデミアパークにおける環境協定の締結

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	かずさアカデミアパークにおける環境協定の締結 （かずさ環境協定の締結）
許認可等窓口	環境生活部 環境政策課 環境影響評価・指導班 電話 043-223-4135,4138 《関係部署》 環境生活部 大気保全課 大気指導班　　電話 043-223-3802 環境生活部 水質保全課 水質指導・規制班　電話 043-223-3871 環境生活部 循環型社会推進課 資源循環企画室 電話 043-223-2758
手続の内容	かずさアカデミアパークに対する総合的な環境保全対策を目的として、県、地元市、企業の三者間でかずさ環境協定を締結する。 (1) 対象 かずさアカデミアパークに立地する事業所 (2) 項目 大気、水質、廃棄物、バイオテクノロジー等 (3) 主な内容 環境活動の推進や、環境報告書の作成等について定めている。

２－１７　県内に立地しようとする工場又は事業所の環境保全対策事前審査

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	県内に立地しようとする工場又は事業所の環境保全対策事前審査 （環境保全に係る事前審査）
許認可等窓口	環境生活部　環境政策課　環境影響評価・指導班 電話 043-223-4135,4138 《関係部署》 環境生活部　大気保全課　大気指導班　　電話 043-223-3802 環境生活部　水質保全課　水質指導・規制班　電話 043-223-3871 環境生活部　自然保護課　自然環境企画班　電話 043-223-2971 環境生活部　循環型社会推進課 資源循環企画室　電話 043-223-2758
手続の内容	企業が工業団地等において新たに工場を立地する場合、環境に及ぼす影響及び環境保全対策などを記載した環境保全計画書を作成し、当該工業団地等の造成事業主に提出する。 (1) 対象 工業団地等に立地する企業 (2) 項目 大気、水質、廃棄物、地質、緑地（ただし、敷地面積 1ha 以上）、バイオテクノロジー等 《留意点》 工業団地等造成時に実施した環境アセスメント結果から窒素酸化物排出量等について、工業団地総量が定められている工業団地等がある。

２－１８　国定公園内の開発行為等の許可申請又は届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	国定公園内の開発行為等の許可申請又は届出 （自然公園法第 20 条第 3 項、第 33 条第 1 項）
許認可等窓口	《相談窓口》 環境生活部　自然保護課　施設管理班　　電話 043-223-2056 《申請・届出窓口》 管轄土木事務所　管理課（又は管理用地課） 　なお、区域の照会に当たっては、照会方法を掲載した次のホームページを確認すること。 「規制区域等の確認について（自然保護課）」
手続の内容	国定公園内において工作物の設置、土地の形状変更等の開発行為を行う場合は、特別地域においては許可が、普通地域においては届出が必要。 　許可の可否については個別の判断となる。（施行規則第 11 条）

２－１９　県立自然公園内の開発行為等の許可申請又は届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	県立自然公園内の開発行為等の許可申請又は届出 （千葉県立自然公園条例第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項）
許認可等窓口	《相談窓口》 環境生活部　自然保護課　施設管理班　　電話 043-223-2056 《申請・届出窓口》 管轄土木事務所　管理課（又は管理用地課） 　なお、区域の照会に当たっては、照会方法を掲載した次のホームページを確認すること。 「規制区域等の確認について（自然保護課）」
手続の内容	県立自然公園内において工作物の設置、土地の形状変更等の開発行為を行う場合は、特別地域においては許可が、普通地域においては届出が必要。 　許可の可否については個別の判断となる。（施行規則第 13 条）

2－20　自然公園等内における建築物及び高さのある工作物に係る事前協議等

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	自然公園等内における建築物及び高さのある工作物に係る事前協議等 （千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱）
許認可等窓口	環境生活部　自然保護課　施設管理班　　電話 043-223-2056 　なお、区域の照会に当たっては、照会方法を掲載した次のホームページを確認すること。 「規制区域等の確認について（自然保護課）」
手続の内容	建築物及び高さのある工作物については、「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」に該当し、建設事業を実施しようとするときは、当該建設事業に係る用地取得について関係者と交渉を開始する前に（建設事業以外の目的で用地交渉を開始した後、建設事業に利用目的を変更する場合においては、変更後、直ちに） 建設事業の計画について知事に事前協議をしなければならない。 　また、開発の内容によっては、環境等調査書の提出が必要となる。 ※自然公園等とは、「国定公園」、「県立自然公園」、「自然環境保全地域等」をいう。

2－21　自然公園特別地域における面積が 1ha 以上の開発行為等又は一定規模以上の車道の新築に係る事前協議等

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	自然公園特別地域における面積が 1ha 以上の開発行為等又は一定規模以上の車道の新築に係る事前協議等 （自然公園法施行規則第 10 条第 4 項、千葉県立自然公園条例施行規則第 12 条第 4 項、千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱）
許認可等窓口	環境生活部　自然保護課　施設管理班　　電話 043-223-2056 　なお、区域の照会に当たっては、照会方法を掲載した次のホームページを確認すること。 「規制区域等の確認について（自然保護課）」
手続の内容	自然公園特別地域において、開発行為等の面積が 1ha 以上又は延長 2km 以上若しくは幅員 10m 以上の車道の新築を行う場合には、法又は県条例に基づく環境等調査書の作成が必要となる。この場合、事業者は必要に応じて、調査の具体的な事項及び調査方法等に関して知事に協議することができる。 　また、法・条例に基づく許可の申請前に、環境等調査書の内容について知事との協議が必要である。

2－22　自然環境保全地域等における行為の許可申請又は届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	自然環境保全地域等における行為の許可申請又は届出 （千葉県自然環境保全条例第 9 条第 4 項、第 11 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 23 条第 1 項）
許認可等窓口	環境生活部　自然保護課　施設管理班　　電話 043-223-2056 　なお、区域の照会に当たっては、照会方法を掲載した次のホームページを確認すること。 「規制区域等の確認について（自然保護課）」
手続の内容	自然環境保全地域等内において工作物の設置、土地の形質変更等の各種行為を行う場合は、特別地区においては許可申請が、普通地区においては届出が必要。 　許可の可否については個別の判断となる。（施行規則第 12 条）

2－23　鳥獣保護区特別保護地区内の開発行為等の許可申請

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	鳥獣保護区特別保護地区内の開発行為等の許可申請 （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項）
許認可等窓口	各地域振興事務所　地域環境保全課 ただし、千葉市・市原市については県自然保護課 《県庁所管課》 環境生活部　自然保護課　狩猟・保護班　　電話 043-223-2972
手続の内容	国指定鳥獣保護区特別保護地区及び県指定鳥獣保護区特別保護地区内で次の行為を行う場合は、それぞれ環境大臣、都道府県知事の許可を受けなければならない（ただし、除外規定については個別に確認のこと）。 （1）建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること （2）水面を埋め立て、又は干拓すること （3）木竹を伐採すること 《手続き》 　申請者→地域振興事務所→県自然保護課→申請者 　ただし、千葉市・市原市については、申請者→県自然保護課→申請者

２－２４　土地の形質変更等行為を行う者との自然環境保全協定の締結

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	土地の形質変更等行為を行う者との自然環境保全協定の締結 （千葉県自然環境保全条例第 25 条）
許認可等窓口	環境生活部　自然保護課　自然環境企画班　　電話 043-223-2971
手続の内容	県条例に基づき、自然の保存、植生の回復及び緑化の推進等自然環境の保全を図るため、1ha 以上の土地の形質　変更等の行為をしようとする者と自然環境保全協定を締結している。 なお、本協定は、市町村を含めた三者協定となる。 《手続き》 事前相談→事前協議→協定締結（工事着工までに締結）→工事完了→完了報告書提出→完了確認→維持管理→事後調査報告書提出（工事完了後概ね 1 年後） ※対象外 ・ 都市計画法の市街化区域及び用途地域 ・ 山林（現況）及び湿原の合計面積が 2 割以下の土地 ・ 国又は地方公共団体等が行う行為

２－２５　事業用地所有者等との緑化協定の締結

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	事業用地所有者等との緑化協定の締結 （千葉県自然環境保全条例第 26 条）
許認可等窓口	環境生活部　自然保護課　自然環境企画班　　電話 043-223-2971
手続の内容	県条例に基づき緑化及び緑の保全、公害又は災害防止その他生活環境を維持するため、一定の面積以上の土地の所有者又は管理者と緑化協定を締結している。 なお、本協定は、市町村を含めた三者協定となる。 ※太陽光発電施設の設置のみの場合は対象外 《手続き》 事前相談→事前協議→協定締結（工事着手までに締結）→工事完了→完了報告書提出→完了確認→維持管理 ※上記、一定の面積以上の土地 ・ 工場用地：敷地面積 1ha 以上 ・ 住宅用地：敷地面積 10ha 以上 ・ その他の用地（レクリエーション施設用地、観光施設用地、流通基地等）：敷地面積 1ha 以上

２－２６　特定工場の新設・変更等の届出

新エネルギー施設等の種類	全般（水力・地熱・太陽光を除く）
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	特定工場の新設・変更等の届出 （工場立地法第 6 条～第 8 条等）
許認可等窓口	各市町村の工場立地法担当課
手続の内容	特定工場（敷地面積 9,000m^2 以上又は建築面積 3,000m^2 以上の、製造業、電気・ガス・熱供給業に係る工場・事業場（水力・地熱・太陽光発電による電気供給業を除く））を新設又は変更する場合、工事着手日の 90 日前（短縮申請を行った場合は 30 日前）までに、所定の事項を届け出ることとされている。

２－２７　農地の転用等についての許可又は届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	農地の転用等についての許可又は届出 （農地法第 4 条、第 5 条）
許認可等窓口	・ 農地の転用の許可（法第 4 条第 1 項）及び農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可（法第 5 条第 1 項） 《農地面積 2ha 超》 農林水産部 農地・農村振興課 農地対策班 電話 043-223-2828/043-223-2836 《農地面積 2ha 以下》 各農業事務所 企画振興課 ただし、千葉市、流山市、我孫子市については、各市農業委員会 ・ 市街化区域内の農地の転用の届出（法第 4 条第 1 項第 7 号）及び農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出（法第 5 条第 1 項第 6 号） 各市町村農業委員会
手続の内容	事業計画地に農地（地目が農地の場合だけでなく、現況が農地の場合も含む）が含まれる場合には、農地法の転用許可（市街化区域内は届出）が必要である。 許可申請書及び届出書の受付は各市町村の農業委員会となる。

２－２８　地域計画からの除外

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	地域計画からの除外 （農業振興地域の整備に関する法律　第 13 条第2項第 2 号　農地法施規則第 47 条の 3 第 2 項、57 条の 3 第 2 項）
許認可等窓口	各市町村担当課
新エネルギー施設等の種類	地域計画に位置づけられた農地について、重要な変更（農振除外、農地転用）を行う場合は、事前に該当する農地を地域計画から除外した後、農振除外及び農地転用手続きを行う必要がある。 なお、営農型太陽光については、この限りではない。

２－２９　農用地区域からの除外

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	農用地区域からの除外 （農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項（第 8 条第 4 項準用））
許認可等窓口	各市町村担当課（鎌ケ谷市、松戸市、流山市、浦安市を除く）
手続の内容	農用地区域内において農用地以外の用途に使用する場合、市町村で策定している農業振興地域整備計画の変更による農振除外等の手続をあらかじめ行った上で、農地転用手続を行う必要がある。

２－30　民有林の開発行為（1ha 超）の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	民有林の開発行為（1ha 超、ただし太陽光発電設備の設置：0.5ha 超）の許可（森林法第 10 条の 2）
許認可等窓口	《相談窓口》 北部林業事務所　森林管理課　　電話 0475-82-3121 北部林業事務所印旛支所　　電話 043-483-1130 中部林業事務所　森林管理課　　電話 0439-55-4973 南部林業事務所　森林管理課　　電話 04-7092-1318 《県庁所管課》 農林水産部　森林課　林地対策室　　電話 043-223-2955
手続の内容	森林の有する公益的な機能を保全し、森林の土地の適正な利用を確保するため、法第 10 条の 2 の定めるところにより、民有林である林地の開発については知事の許可を受けなければならない。 《許可の対象となる森林の区域》 ・　許可を必要とする森林の区域は、知事が樹立する地域森林計画の対象となる民有林の区域で次の森林を除く (1)　保安林（法第 25 条又は 25 条の 2） (2)　保安施設地区（法第 41 条） (3)　海岸保全区域内の森林（海岸法第 3 条） 《許可の対象となる開発行為》 ・1ha を超える林地の開発 ※造成等の土地の形状変更を行わずに太陽光発電設備を設置する場合も開発にあたります ※太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については 0.5ha を超える場合、許可の対象にあたります。 ・専ら道路の新設又は改築の場合は、有効幅員が 3.0m を超えるもので、林地の形質変更（法の部分を含む）が 1ha を超える開発 ・次の各号の一に該当する場合、許可は不要 (1)　国又は地方公共団体が行う場合 (2)　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 (3)　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で施行規則第 5 条に定めるものの施行として行う場合

２－３１　民有林の開発行為（0.3～1ha）に係る届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	民有林の開発行為（0.3ha 以上 1ha 以下、ただし太陽光発電設備の設置は 0.3ha 以上 0.5ha 以下）に係る届出（千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例第 18 条）
許認可等窓口	各林業事務所　森林管理課 北部林業事務所印旛支所
手続の内容	0.3ha 以上 1ha 以下の林地を開発する場合は、知事への届出が必要。 ※太陽光発電太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については 0.3ha 以上 0.5ha 以下が届出の対象となります。 ・対象となる森林は、林地開発許可の対象となる森林と同じ ・次の各号の一に該当する場合、届出は不要 (1) 国又は地方公共団体が行う場合 (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で施行規則第 5 条に定めるものの施行として行う場合 ただし、いずれの場合でも市町村への伐採届出が必要。

２－３２　民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出 （森林法第 10 条の 8 第 1 項）
許認可等窓口	市町村林業担当課
手続の内容	地域森林計画対象森林の立木を伐採する場合、伐採を開始する日の 90 日前から 30 日前までの間に伐採及び伐採後の造林届出書を提出しなければならない（林地開発許可を受けて実施する場合等を除く）。

２－３３　保安林の指定の解除

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	保安林の指定の解除 （森林法第 26 条、第 26 条の 2、第 27 条第 1 項）
許認可等窓口	各林業事務所　森林管理課
手続の内容	保安林については、立木の伐採や土地の形質の変更などが制限されている。 保安林の解除は、法第 26 条又は第 26 条の 2 に基づき、「指定理由が消滅したとき」又は「公益上の理由」のいずれかに該当する場合に行われている。 なお、次のいずれかの事業の用に供する場合は、「公益上の理由」による解除として取り扱うこととされている。 (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定されている一般送配電事業又は同項第 10 号に規定されている送電事業の用に供する同項第 18 号に規定されている電気工作物に関する事業 (2) 発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）第 2 条に規定されている発電用施設に関する事業

２－３４　保安林内作業許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	保安林内作業許可 （森林法第 34 条第 2 項）
許認可等窓口	各林業事務所　森林管理課
手続の内容	保安林内で、土石の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為を行う場合には、知事の許可が必要である。 作業許可は、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可される。

２－35　特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区含む）内の建築行為等の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区含む）内の建築行為等の許可 （都市緑地法第 14 条）
許認可等窓口	《受付窓口》 特別緑地保全地区のある7市（千葉市、市川市、松戸市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市）
手続の内容	特別緑地保全地区内において、建築物、工作物の建築等、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立などの行為を行おうとする場合に、行為の許可を要する。

２－36　生産緑地地区内における行為の制限

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	生産緑地地区内における行為の制限 （生産緑地法第 8 条）
許認可等窓口	《受付窓口》 生産緑地地区のある 22 市（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市）
手続の内容	生産緑地地区においては、建築等の行為は市の許可を受けなければならないが、市は農業等に関係するものに限り許可をすることができる。

２－３７　公園管理者以外の者の公園施設の設置等及び都市公園の占用

新エネルギー施設等の種類	クリーンエネルギー自動車以外
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	公園管理者以外の者の公園施設の設置等及び都市公園の占用 （都市公園法第 5 条、第 6 条）
許認可等窓口	《受付窓口》 各県立都市公園を所管する土木事務所　管理課 《県庁所管課》 県土整備部　都市整備局　公園緑地課　県立公園管理班 　電話 043-223-3930
手続の内容	《設置許可》 　公園管理者以外の者が、都市公園内に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、法に基づく許可申請が必要。 　施設（施行規則第 1 条） （1）風力発電施設 （2）太陽電池発電施設 （3）燃料電池発電施設 （4）前三号に掲げる発電施設に類するもの 《占用許可》 　都市公園に公園施設以外の施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、法に基づく許可申請が必要。 　施設（施行規則第 5 条の 3） （1）太陽電池発電施設 （2）燃料電池発電施設で地下に設けられるもの

２－３８ 温泉の掘削等の許可

新エネルギー施設等の種類	地熱発電
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	温泉の掘削等の許可 （温泉法）
許認可等窓口	健康福祉部 薬務課 審査指導班　 電話 043-223-2618
手続の内容	以下の項目については各許可申請書にて知事の許可を受ける必要がある。 (1) 土地掘削（法第 3 条第 1 項） 「温泉掘削許可申請他法令確認結果」書類の添付が必要 (2) 温泉（掘削・増掘）のための施設等変更（法第 7 条の 2 第 1 項） (3) 温泉増掘（法第 11 条第 1 項） (4) 温泉動力の装置（法第 11 条第 1 項） (5) 温泉採取（法第 14 条の 2 第 1 項） ※温泉をゆう出させる目的の土地の掘削、増掘、動力の装置の許可にあたっては、貴重な地下資源である温泉の保護のため、千葉県環境審議会温泉部会にて審議する。 ※温泉採取の事業を行おうとする場合は、温泉採取の許可又は、可燃性天然ガスの濃度についての確認（法第 14 条の 5 第 1 項）を受けることが必要となる。 ※地熱発電に利用するための熱水・蒸気の生産井の掘削は土地掘削許可申請が必要となる。また、地質・地熱構造調査のための掘削でも生産井等へ転用する意思がある場合は土地掘削許可申請が必要となる。温泉法では法第 4 条の許可の基準に基づき許否の判断を行う。

2－39　地すべり防止区域内の行為の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	地すべり防止区域内の行為の許可 （地すべり等防止法第 18 条第 1 項）
許認可等窓口	各土木事務所　管理課又は管理用地課 各農業事務所　指導管理課 各林業事務所　森林管理課
手続の内容	地すべり防止区域内において以下の行為をしようとするものは、知事の許可を受けなければならない。 (1) 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 (2) 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を　助長する行為 (3) のり切又は切土で政令で定めるもの (4) ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は　工作物で政令で定めるものの新築又は改良 (5) 上記のほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

2－40　急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条）
許認可等窓口	各土木事務所　管理課又は管理用地課
手続の内容	急傾斜地崩壊危険区域内においては、以下の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 (2) ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 (3) のり切、切土、掘さく又は盛土 (4) 立木竹の伐採 (5) 木竹の滑下又は地引による搬出 (6) 土石の採取又は集積 (7) 上記に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で、政令で定めるもの

２－４１　漁場内の岩礁破砕等の許可

新エネルギー施設等の種類	風力発電、地熱発電（洋上施設に限る）
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	漁場内の岩礁破砕等の許可 （千葉県漁業調整規則第 47 条）
許認可等窓口	農林水産部　水産課　漁業調整班　　電話 043-223-3042
手続の内容	海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

２－４２　宅地造成等工事規制区域において一定要件に該当する工事を行う場合の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	宅地造成等工事規制区域において一定要件に該当する工事を行う場合の許可 （宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条第１項）
許認可等窓口	【1ha 以上】 県土整備部　都市整備局　宅地安全課　盛土対策室 電話 043-223-4494 【1ha 未満】 各地域振興事務所　地域環境保全課 市原市→県土整備部　都市整備局　宅地安全課　盛土対策室
手続の内容	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事で、高さが 1m を超える盛土、高さが 2m を超える切土、面積が 500 ㎡を超える盛土・切土などを行う工事主は、工事に着手する前に知事の許可を受ける必要がある。 　なお、千葉県（千葉市・船橋市・柏市を除く）では、令和７年５月　26　日から、全域が宅地造成等工事規制区域に指定されている。 ※千葉市・船橋市・柏市の盛土規制法に係る運用については、各市の対応となります。

２－43　砂防指定地における行為の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	砂防指定地における行為の許可 （砂防法第 4 条、千葉県砂防指定地における行為の禁止及び制限に関する条例第 3 条）
許認可等窓口	各土木事務所　管理課又は管理用地課
手続の内容	砂防指定地において、次の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1) 竹木の伐採 (2) 土石、芝草その他の土地の産出物の採取 (3) 建築物、橋、電柱その他の工作物の新築、改築又は除却 (4) 地引きによる竹木の搬出 (5) 土地の開墾、盛土、掘削、切土又はのり切 (6) 家畜の放牧等 (7) 火入れ又はたき火

２－４４　重要文化財等の現状変更の許可等

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	重要文化財及び史跡名勝天然記念物等の現状変更の許可、登録有形文化財及び登録記念物の現状変更の届出、重要伝統的建造物群の現状変更の許可 （文化財保護法、同法施行令、千葉県文化財保護条例）
許認可等窓口	教育庁　教育振興部　文化財課　指定文化財班 電話 043-223-4082
手続の内容	１．文化庁長官又は千葉県教育委員会の許可が必要な事項 以下の行為を行おうとする場合には、文化庁長官又は千葉県教育委員会の許可を受ける必要があり、書類申請窓口は市町村教育委員会となる。 (1) 国重要文化財、県指定有形文化財に関しその現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（法第 43 条第 1 項、県条例第 14 条第 1 項） (2) 国・県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき（法第 125 条第 1 項、県条例第 38 条第 1 項） ２．文化庁長官又は千葉県教育委員会への届出が必要な事項 国・県登録有形文化財及び国・県登録記念物の現状変更をしようとする場合は、文化庁長官又は千葉県教育委員会への届出が必要であり、書類届出窓口は市町村教育委員会となる（法第 64 条、法第 133 条、県条例第 19 条の５・39 条の３）。 ※　本項に掲げる文化財等以外に、県や市町村の各種指定等文化財にも同様の許可申請や届出が必要となる場合があるため、当該市町村教育委員会に確認すること。

２－４５ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出 （文化財保護法第 93 条）
許認可等窓口	教育庁 教育振興部 文化財課 埋蔵文化財班 電話 043-223-4080
手続の内容	以下の行為を行おうとする場合には、当該事業地の所在する市町村教育委員会を経由して千葉県教育委員会に届け出る必要がある。 (1) 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（埋蔵文化財包蔵地）を発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の 60 日前までに届出なければならない。 ※本手続きに先行して、当該事業地内の埋蔵文化財の所在有無について、当該市町村教育委員会に確認すること

2－46　道路の占用許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	道路の占用許可 （道路法第 32 条）
許認可等窓口	《高速自動車国道》 　東日本高速道路関東支社管理事務所 《国が管理する国道》 　千葉国道事務所の各出張所 《県が管理する国道及び県道》 　県内各土木事務所管理課又は管理用地課 《市町村道》 　市町村道を管理する担当課
手続の内容	道路に以下に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受ける必要がある。 （1）電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 （2）水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 （3）鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設 （4）歩廊、雪よけその他これらに類する施設 （5）地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 （6）露店、商品置場その他これらに類する施設 （7）上記の他、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で、政令で定めるもの（道路法施行令第7条各号） ※国、県、千葉市が管理する緊急輸送道路においては、新たな電柱による道路占用が原則として禁止されている（道路法第 37 条）。 ※道路上で工事又は作業を行う場合には、所轄警察署の道路使用許可が必要になる（道路交通法第 77 条）。

2－47　土石砂利の採取を行う場合の認可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	土石砂利の採取を行う場合の認可 （採石法第 33 条、砂利採取法第 16 条、千葉県土採取条例第 3 条第 1 項）
許認可等窓口	商工労働部 産業振興課 資源対策室　 電話 043-223-2735 千葉市域に係る土石砂利 千葉市 経済農政局 経済部企業立地課 産業用地整備班 　電話 043-245-5279
手続の内容	施設等を設置するにあたり、土石砂利の採取を行う場合、事業者は採取計画を定め、知事の認可を受けなければならない。また、採取業を行おうとする事業者は知事の登録を受ける必要がある。

２－４８　土砂等の埋立て等に係る特定事業の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	土砂等の埋立て等に係る特定事業の許可 （千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条、第 13 条）
許認可等窓口	《県条例適用除外市町村以外の区域で特定事業を実施する場合》 ・ 特定事業区域の面積が10,000㎡以上の場合 環境生活部　ヤード・残土対策課　残土・再生土対策班 電話043-223-2641 ・ 特定事業区域の面積が3,000㎡以上10,000㎡未満の場合 特定事業区域を管轄する各地域振興事務所地域環境保全課 （市原市の区域については、環境生活部　ヤード・残土対策課　残土・再生土対策班） ・ 特定事業区域の面積が3,000㎡未満の場合 各市町村の条例による。 ※県条例適用除外市町村（千葉市・銚子市・船橋市・木更津市・野田市・成田市・佐倉市・東金市・旭市・柏市・勝浦市・君津市・富津市・四街道市・八街市・印西市・匝瑳市・香取市・山武市・神崎町・多古町・芝山町・長生村・大多喜町・鋸南町）の区域にあっては各市町村
手続の内容	土地利用の形態等を問わず、3,000m^2 以上の区域を土砂等で埋立て等に供する事業を実施する場合、条例による許可を要する。 また、許可を受けた事項を変更しようとする場合には変更の許可を要する。 《留意点》 ・ 条例に基づく許可申請（変更許可申請を含む。）を行う前に土砂等の埋立て等に関する指導指針に基づく手続きが必要。 ・ 県条例適用除外市町村における手続きは各市町村の条例による。

２－４９　土砂等の埋立て等（特定事業）に係る事前計画書の提出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	土砂等の埋立て等（特定事業）に係る事前計画書の提出 （千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針）
許認可等窓口	《県条例適用除外市町村以外の区域で特定事業を実施する場合》 ・ 特定事業区域の面積が10,000㎡以上の場合 環境生活部　ヤード・残土対策課　残土・再生土対策班 電話043-223-2641 ・ 特定事業区域の面積が3,000㎡以上10,000㎡未満の場合 特定事業区域を管轄する各地域振興事務所地域環境保全課（市原市の区域については環境生活部　ヤード・残土対策課　残土・再生土対策班） ・ 特定事業区域の面積が3,000㎡未満の場合 各市町村の条例による。 ※県条例適用除外市町村（千葉市・銚子市・船橋市・木更津市・野田市・成田市・佐倉市・東金市・旭市・柏市・勝浦市・君津市・　富津市・四街道市・八街市・印西市・匝瑳市・香取市・山武市・神崎町・多古町・芝山町・長生村・大多喜町・鋸南町）の区域にあっては各市町村
手続の内容	土砂等の埋立て等事業（特定事業）の実施にあたっては、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可申請（変更許可申請を含む。）を行う前に、知事又は地域振興事務所長に対して特定事業事前計画書又は変更計画書を提出するとともに、地域住民に対して計画の概要や環境保全上の留意点についての説明会を開催し、その結果を踏まえて関係市町村長に対して計画の概要や地域住民への説明会開催の報告の説明を行うことが必要。 《留意点》 県条例適用除外市町村における手続きは各市町村の規定による。

２－50　再生土の埋立て等に係る特定埋立て等の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	再生土の埋立て等に係る特定埋立て等の届出 （千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例第５条）
許認可等窓口	《県条例適用除外市町村以外の区域で特定埋立て等を実施する場合》 ・ 特定埋立て等（再生土による埋立面積が500㎡以上の埋立て等）の面積が10,000㎡以上の場合 環境生活部　ヤード・残土対策課　残土・再生土対策班 電話043-223-2641 ・ 特定埋立て等の面積が10,000㎡未満の場合 特定埋立て等を管轄する各地域振興事務所　地域環境保全課（千葉市、市原市の区域については環境生活部　ヤード・残土対策課　残土・再生土対策班） ※県条例適用除外市町村（銚子市・木更津市・野田市・茂原市・成田市・佐倉市・東金市・旭市・君津市・四街道市・八街市・印西市・匝瑳市・香取市・山武市・大網白里市・神崎町・多古町・芝山町・長生村・大多喜町、鋸南町）の区域にあっては各市町村
手続の内容	特定埋立て等を実施する場合はあらかじめ条例に基づく届出を要する。 また、届出をした事項を変更しようとする場合は変更の届出を要する。 《留意点》 ・ 条例に基づく届出を行う前に、再生土の埋立て等に係る行政指導指針に基づき、住民説明・市町村説明を実施し、その結果を届出書に添付。 ・ 県条例適用除外市町村における手続きは各市町村の条例による。

3. 事業認可に関するもの

3－1 事業用電気工作物に係る保安規程の届出、工事計画の認可・届出等

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電、燃料電池、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要（関係法令等名・条項）	事業用電気工作物に係る保安規程の届出、工事計画の認可・届出等 （電気事業法第 42 条、第 47 条、第 48 条）
許認可等窓口	関東東北産業保安監督部 電力安全課 電話（発電係） 048-600-0391
許認可等手続の内容	事業用電気工作物を設置する者は、工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安規程を定め、事業用電気工作物の使用の開始前に経済産業大臣に届け出なければならない（法第 42 条）。 事業用電気工作物を設置又は変更の工事をしようとする者は、その工事の計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない（法第 47 条）。 事業用電気工作物を設置又は変更の工事（法第 47 条第 1 項の主務省令で定めるものを除く。）をしようとする者は、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない（法第 48 条）。

3－2 系統接続に係る一般送配電事業者との事前相談、契約締結等

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、地熱発電、燃料電池、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要（関係法令等名・条項）	系統接続に係る一般送配電事業者との事前相談、契約締結等 （電気事業法第 28 条の 45、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針）
許認可等窓口	《制度所管》 経済産業省資源エネルギー庁　電話 03-3501-1511（内線 4761） 《協議先》 一般送配電事業者各社 東京電力パワーグリッド株式会社　電話 03-3509-1709 電力広域的運営推進機関 計画部（系統アクセス事務担当） 電話 03-6632-0904
許認可等手続の内容	一般送配電事業者と系統接続を行う場合は、広域機関もしくは一般送配電事業者又は配電事業者に事前相談を行うことができる。（事前相談の回答を踏まえ）接続検討を申込むと、広域機関もしくは一般送配電事業者又は配電事業者において接続検討を行い、連係可否や工事概要について回答する。 接続検討結果の回答を踏まえて、一般送配電事業者又は配電事業者に正式に系統連系を申し込み、連係承諾、契約締結を経て系統連系工事を行う。

３－３ 熱供給事業の登録

新エネルギー施設等の種類	バイオマス熱利用、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	熱供給事業の登録 （熱供給事業法第 3 条）
許認可等窓口	資源エネルギー庁　電力・ガス事業部　熱供給産業室 電話 03-3501-3547
許認可等手続の内容	一定地域内の建物群に対し、蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラントから導管を通じて供給する事業で、次の要件を満たす場合は、熱供給事業法に基づく経済産業大臣の登録が必要である。 （1） 水を人為的に加熱、冷却し、営利を目的 （2） 一般の需要に応じて供給 （3） 二つ以上の建物に供給 （4） 熱供給施設の加熱能力が 21GJ/h（5Gcal/h）以上

３－４ 廃棄物の収集運搬又は処分業を行う場合の許可

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	廃棄物の収集運搬又は処分業を行う場合の許可 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項、同第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項、同第 6 項、第 14 条の 5 第 1 項）
許認可等窓口	【収集運搬業】 環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班 電話 043-223-2654 【処分業】 環境生活部 廃棄物指導課 産業廃棄物指導室 電話 043-223-2655
許認可等手続の内容	産業廃棄物の収集運搬を業として行う場合や産業廃棄物の処分を業として行う場合は、知事の許可を得なければならない。また、許可を得た事業者が事業の範囲を変更しようとするときも許可が必要。 関係書類を添えて、必要事項を記載した申請書を知事に提出する。 なお、処分業にあっては、本許可申請に先立ち、別紙の事前協議及び廃棄物処理施設の設置許可等の必要な手続きを経て、事業を的確に行える施設が整備されている必要がある。 《留意点》 収集運搬業（積替え保管を含む）及び処分業において、千葉市、船橋市、柏市に係るものは、それぞれの市長の許可が必要。 《備考》 事業者が自らの廃棄物を利用する場合は、業の許可は要しない。

4. 建築行為等に関するもの

4－1　建築物又は工作物の建築確認申請

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	建築物又は工作物の建築確認申請 （建築基準法第 6 条第 1 項、第 88 条第 1 項）
許認可等窓口	県土整備部 都市整備局 建築指導課 建築審査班 電話 043-223-3188 建築宅地課又は建築課のある県土整備部の出先機関 特定又は限定特定行政庁である市の建築行政主務課
許認可等手続の内容	新エネルギー施設等を建設する際に、それらの装置等を格納するもの又は支持するものが、建築基準法で規定する建築物又は工作物に該当し、申請規模要件の適用があれば、建築前に建築確認申請を提出し、建築確認を受けなければならない。 《留意点》 申請窓口は各市町村。 特定行政庁である千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、浦安市、成田市は規模にかかわらず、限定特定行政庁である野田市、茂原市、鎌ケ谷市、君津市、四街道市、白井市、印西市は小規模 （建築基準法施行令第 148 条）に限り、それぞれの市において確認処分。 太陽光発電設備等で、一定の電気工作物に該当する場合等は「建築物」に該当せず「建築確認申請」は不要となる場合があるが、設置者は、設備を設置することの安全性等について十分配慮のこと。 《その他》 建築物の定義は建築基準法第 2 条第 1 号、申請規模要件は建築基準法第 6 条第 1 項。 工作物の定義及び申請規模要件は、建築基準法施行令第 138 条第 1 項。 《参考》 太陽光発電設備に係る技術的助言（国住指第 4936 号　H23.3.25、国住指第 1949 号　H23.9.30、国住指第 1152 号　H24.7.4）

４－２　廃棄物処理施設の敷地の位置の許可

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	廃棄物処理施設の敷地の位置の許可 （建築基準法第 51 条ただし書き）
許認可等窓口	県土整備部　都市整備局　建築指導課　建築審査班 　電話 043-223-3188 特定行政庁である市の建築行政主務課 （千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、浦安市、成田市）
許認可等手続の内容	都市計画区域内において、一定数量を超える処理能力を有する産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設を設置する場合に建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を要する。 　許可に際しては都市計画審議会の議を経る必要がある。 　なお、許可後、別途建築確認を要する場合がある。 《留意点》 　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理施設の設置に係る許可も併せて必要となる場合がある。

４－３　伝搬障害防止区域に一定の高さ(31m)を超える高層建築物等を建築する場合の届出

新エネルギー施設等の種類	風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	伝搬障害防止区域に一定の高さ(31m)を超える高層建築物等を建築する場合の届出 （電波法第 102 条の 3）
許認可等窓口	総務省　関東総合通信局　無線通信部　陸上第一課 （千代田区九段南 1-2-1　九段第 3 合同庁舎 22 階） 電話 03-6238-1763
許認可等手続の内容	伝搬障害防止区域内において、次に掲げる一に該当する行為をしようとする建築主は、工事着工前にその敷地の位置、高さ、高層部分（地表からの高さが 31m を超える部分）の形状、構造及び主要材料などを、書面により総務大臣に届け出ることが必要となる。 (1) 地表高 31m を超える建築物その他の工作物（以下「高層建築物等」という。）の新築 (2) 増築又は移築で、その工事後において高層建築物等となるもの (3) 高層建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え ※　伝搬障害防止区域については関東総合通信局及び関係特定行政庁窓口、もしくは伝搬障害防止区域図縦覧システム(インターネット縦覧)にて確認可能（要利用登録）。 《留意点》 ・ 建築を予定している高層建築物等が、伝搬障害防止区域に係る「重要無線通信」に障害を及ぼすと判断される場合は、通知を受けた日から 2 年間、障害原因部分の工事を行なうことが出来なくなる（電波法第 102 条の 6）。 ・ ただし、工事計画の変更により障害が解消される場合や重要無線通信の免許人との間に協議が調った場合には工事制限は解除される。 ※　伝搬障害防止区域は年 4 回程度不定期に更新される。届出が必要な場合、資料作成に時間を要する新規申請者も散見されるので、建築計画がある程度具体化した段階で、上記「許認可等窓口」を訪問・相談することを推奨する（敷地の位置及び敷地内の建物配置が判別できる付近見取り図があるとよい）。

４－４　物件（60m 以上）の設置に係る航空障害灯、昼間障害標識の設置及び届出

新エネルギー施設等の種類	風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	物件（60m 以上）の設置に係る航空障害灯、昼間障害標識の設置及び届出 （航空法第 51 条、第 51 条の 2、同法施行規則第 238 条）
許認可等窓口	東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課　電話 03-5275-9296
許認可等手続の内容	地表又は水面から 60m 以上の高さの物件の設置者は、国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない（法第 51 条）。 昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で、地表または水面から 60m以上の高さのものの設置者は、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない（法第 51 条の 2）。 設置後は遅滞なく国土交通大臣に届出なければならない（規則第 238 条）。

5. 設備等の設置・保安に関するもの

5－1 危険物製造所等の設置の許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	危険物製造所等の設置の許可 （消防法第 11 条第 1 項）
許認可等窓口	① 複数の市町村にわたり設置される移送取扱所の場合 防災危機管理部 消防課 予防・石油コンビナート班 電話 043-223-2177 ② ①以外の場合 各消防（局）本部
許認可等手続の内容	危険物はその危険性を勘案して、政令でその品目ごとに一定の数量「指定数量」が定められている（法第 9 条の 4）。具体的には、指定数量は「危険物の規制に関する政令」別表第 3 に規定されている。 この指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、市町村長（消防本部および消防署を置かない市町村の区域にあっては、知事）の許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を含む。）において行わなければならない。 なお、複数の市町村にわたって移送取扱所を設置する場合には、知事の許可を受けなければならない。 《留意点》 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、市町村条例に基づいて市町村への届出が必要となる。

5－2 高圧ガス製造・貯蔵・消費に係る許可等

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、燃料電池、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	高圧ガス製造・貯蔵・消費に係る許可等 （高圧ガス保安法第 5 条第 1 項・第 2 項、第 16 条・第 17 条の 2、第 24 条の 2）
許認可等窓口	防災危機管理部 産業保安課 保安対策室 電話 043-223-2737 千葉市内での設置にあっては 千葉市消防局 予防部 指導課 保安係 電話 043-202-1672
許認可等手続の内容	・ 1 日に処理することができるガスの容積が 100Nm^3 以上である製造設備は許可が必要（法第 5 条第 1 項）。 ・ 上記以外の製造設備は届出が必要（法第 5 条第 2 項）。 ・ 容積 300m^3 以上の高圧ガスを貯蔵する場合、許可又は届出が必要（法第 16 条、第 17 条の 2）。 ・ 政令で定める特定高圧ガスを消費する者は届出が必要（法第 24 条の 2）。 ※常用の温度において、圧力が 1 メガパスカル以上となる圧縮ガス及び 0.2 メガパスカル以上となる液化ガス等に限る。

５－３ ボイラー・圧力容器・クレーン等の製造許可、検査及び設置の届出等

<table>
<tr><td>新エネルギー施設等の種類</td><td colspan="8">全般</td></tr>
<tr><td>許認可等手続の概要
（関係法令等名・条項）</td><td colspan="8">特定機械等の製造許可
（労働安全衛生法第 37 条関係）
特定機械等の設置・変更・移転、検査等
（労働安全衛生法第 38 条、第 88 条関係）</td></tr>
<tr><td>許認可等窓口</td><td colspan="8">千葉労働局 労働基準部 健康安全課　電話 043-221-4312
所轄労働基準監督署 安全衛生課</td></tr>
<tr><td>許認可等手続の内容</td><td colspan="8">特定機械等※を製造する者は、あらかじめ都道府県労働局長の許可を受けなければならない。
特定機械等を設置・変更・移転する者は、所轄労働基準監督署へ届出を行い、検査を受けなければならない。
※特定機械等の種類
ボイラー、第一種圧力容器（以下「圧力容器」という）、クレーン、移動式クレーン、エレベーター、ゴンドラ等
《適用除外となるもの（他の機関に届出）》
ボイラー及び圧力容器で、「船舶安全法」、「電気事業法」、「高圧ガス保安法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に適用されるもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="12"></td><td>種類</td><td>特定機械</td><td>ボイラー</td><td>圧力容器</td><td>クレーン</td><td>移動式クレーン</td><td>エレベーター</td><td>ゴンドラ</td></tr>
<tr><td>届出</td><td>設置
変更
移転</td><td colspan="6">B</td></tr>
<tr><td rowspan="9">検査の種類</td><td>製造</td><td></td><td></td><td></td><td>A</td><td></td><td>A</td></tr>
<tr><td>溶接</td><td rowspan="3">A</td><td rowspan="3">C</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>構造</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>使用</td><td></td><td>A</td><td></td><td>A</td></tr>
<tr><td>落成</td><td colspan="3">B</td><td></td><td>B</td><td></td></tr>
<tr><td>変更</td><td colspan="6">B 又は E</td></tr>
<tr><td>使用
再開</td><td colspan="6">B</td></tr>
<tr><td>性能</td><td colspan="6">D</td></tr>
<tr><td>検査の実施機関等</td><td colspan="7">A：労働局において、実施するもの。
B：労働基準監督署において、実施するもの。
C：登録製造時等検査機関において、実施するもの。
D：登録性能検査機関において、実施するもの。
E：労働基準監督署長が、登録性能検査機関において実施する「性能検査時に併せて実施することを認めたもの。</td></tr>
</table>

５－４　ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設の設置の届出

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	ばい煙発生施設の設置の届出 揮発性有機化合物排出施設の設置の届出 水銀排出施設の設置の届出 （大気汚染防止法第 6 条、第 17 条の 5、18 条の 28） 《参考》 事業者のための大気汚染防止法のてびき 第 2 編　届出書等の提出について
許認可等窓口	環境生活部 大気保全課 大気規制班　 電話 043-223-3804 《届出窓口》 ばい煙発生施設、水銀排出施設の場合 ・ 千葉市、船橋市、柏市に設置する場合は、それぞれの市環境保全担当課 ・ 市川市、松戸市に設置する場合は、それぞれの市環境保全担当課（事業場の場合）又は所管する地域振興事務所地域環境保全課（工場の場合） ・ 市原市に設置する場合は、市原市環境管理課（事業場の場合）又は県環境生活部大気保全課（工場の場合） ・ その他の市町村に設置する場合は、その地域を所管する地域振興事務所地域環境保全課 揮発性有機化合物排出施設の場合 ・ 千葉市、船橋市、柏市に設置する場合は、それぞれの市環境保全担当課 ・ 市原市に設置する場合は、県環境生活部大気保全課 ・ その他の市町村に設置する場合は、その地域を所管する地域振興事務所地域環境保全課
許認可等手続の内容	ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げる施設）、揮発性有機化合物排出施設（大気汚染防止法施行令別表第 1 の 2 に掲げる施設）、水銀排出施設（大気汚染防止法施行規則別表第 3 の 3 に掲げる施設）を設置する場合には、工事着手予定日の 60 日前までに届出書を県等へ提出しなければならない。

５－５　窒素酸化物に係る適用施設設置計画書の届出

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	窒素酸化物に係る適用施設設置計画書の届出 （千葉県窒素酸化物対策指導要綱第 6 条） 《参考》 事業者のための大気汚染防止法のてびき 第 2 編　届出書等の提出について
許認可等窓口	環境生活部 大気保全課 大気規制班　 電話 043-223-3804 《届出窓口》 ・ 市川市、松戸市に設置する場合は、それぞれの市環境保全担当課（事業場の場合）又は所管する地域振興事務所地域環境保全課（工場の場合） ・ 市原市に設置する場合は、市原市環境管理課（事業場の場合）又は県環境生活部大気保全課（工場の場合） ・ その他の市町村に設置する場合は、その地域を所管する地域振興事務所地域環境保全課 《留意点》 千葉市、船橋市内に設置する場合は、それぞれの市環境保全担当課
許認可等手続の内容	対象地域において一定以上の燃料を使用する工場又は事業場は、窒素酸化物排出量等について大気汚染防止法のばい煙発生施設設置届出と同時に届出を行う。 (1) 対象地域 市川市、木更津市、松戸市、野田市（関宿台町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿元町、関宿元町飛地、関宿内町、関宿町、関宿三軒家、平井、東宝珠花、次木、親野井、古布内、桐ヶ作、平成、柏寺、中戸、中戸谷津、新田戸、西高野、はやま、東高野、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、岡田、岡田新田、丸井を除く）、習志野市、柏市、市原市、流山市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市及び袖ケ浦市の区域。 (2) 対象工場 工場又は事業場に設置されているすべての適用施設で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量が 1 時間当たり 2 キロリットル以上の工場又は事業場。ただし、環境保全協定等の締結工場を除く。

５－６　窒素酸化物排出濃度の指導

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	窒素酸化物排出濃度の指導 （千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱第 3 条） 《参考》 事業者のための大気汚染防止法のてびき 第 1 編　大気汚染防止法等の概要 5.千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱で定める指導基準
許認可等窓口	環境生活部 大気保全課 大気規制班　　電話 043-223-3804 《届出窓口》 ・ 市川市、松戸市に設置する場合は、それぞれの市環境保全担当課（事業場の場合）又は所管する地域振興事務所地域環境保全課（工場の場合） ・ 市原市に設置する場合は、市原市環境管理課（事業場の場合）又は県環境生活部大気保全課（工場の場合） ・ その他の市町村に設置する場合は、その地域を所管する地域振興事務所地域環境保全課 《留意点》 千葉市、船橋市、柏市内に設置する場合は、それぞれの市環境保全担当課
許認可等手続の内容	県内の工場又は事業場に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の排出口から大気中に排出される窒素酸化物の濃度の許容限度について、指導基準値を遵守する。 ただし、環境保全協定締結工場に設置される施設は除く。 《留意点》 立地地域及び発電事業者が事業に供する施設かどうかによって指導基準値が異なる。

５－７　硫黄酸化物に係る適用施設設置計画書の届出

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	硫黄酸化物に係る適用施設設置計画書の届出 （硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱第 5 条） 《参考》 事業者のための大気汚染防止法のてびき 第 2 編　届出書等の提出について
許認可等窓口	環境生活部 大気保全課 大気規制班　 電話043-223-3804 《届出窓口》 ・ 市川市、松戸市に設置する場合は、それぞれの市環境保全担当課（事業場の場合）又は所管する地域振興事務所地域環境保全課（工場の場合） ・ 市原市に設置する場合は、市原市環境管理課（事業場の場合）又は県環境生活部大気保全課（工場の場合） ・ その他の市町村に設置する場合は、その地域を所管する地域振興事務所地域環境保全課 《留意点》 千葉市、船橋市内に設置する場合は、それぞれの市環境保全担当課
許認可等手続の内容	対象地域において一定以上の燃料を使用する工場又は事業場は、硫黄酸化物排出量等について大気汚染防止法のばい煙発生施設設置届出と同時に届出を行う。 (1) 対象地域 松戸市、市川市、浦安市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市の区域。 (2) 対象工場 工場又は事業場に設置されているすべての適用施設で使用される重油の量に換算した原料及び燃料の量が 1 時間当たり 50 リットル以上の工場又は事業場。

５－８　特定施設の設置の届出（ダイオキシン類）

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、天然ガスコージェネレーション
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	特定施設の設置の届出（ダイオキシン類） （ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条） 《参考》 事業者のためのダイオキシン類対策特別措置法のてびき 第 2 編　ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出について 第 4 編　届出書の作成
許認可等窓口	《大気関係》 環境生活部　大気保全課　大気規制班　　電話 043-223-3804 《水質関係》 環境生活部　水質保全課　水質指導・規制班　　電話 043-223-3871 《届出窓口》 ・ 千葉市、船橋市、柏市に設置する場合は、それぞれの市の環境保全担当課 ・ 市原市に設置する場合は、県環境生活部大気保全課（大気関係）及び県環境生活部水質保全課（水質関係） ・ それ以外の市町村に設置する場合は、その地域を所管する地域振興事務所地域環境保全課
許認可等手続の内容	特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を　排出する施設で政令で定めるもの）を設置する場合には、工事着手　予定日の 60 日前までに届出書を県等へ提出しなければならない。

５－９　特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出（騒音関係）

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出（騒音関係） （騒音規制法第 6 条、第 14 条） 《参考》 騒音・振動・悪臭規制について
許認可等窓口	市町村　環境保全担当課
許認可等手続の内容	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに市町村長に届け出なければならない。 また、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに市町村長に届け出なければならない。

５－１０　特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出（振動関係）

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	特定施設の設置の届出、特定建設作業の実施の届出（振動関係） （振動規制法第 6 条、第 14 条） 《参考》 騒音・振動・悪臭規制について
許認可等窓口	市町村　環境保全担当課
許認可等手続の内容	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに市町村長に届け出なければならない。 　また、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに市町村長に届け出なければならない。

５－１１　特定施設の設置の届出（水質）

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	特定施設の設置の届出（水質） （水質汚濁防止法第 5 条、湖沼水質保全特別措置法第 15 条、千葉県環境保全条例第 21 条）
許認可等窓口	環境生活部 水質保全課 水質指導・規制班　電話 043-223-3871 《参考》 ・水質汚濁防止法のてびき（濃度規制編） ・水質汚濁防止法のてびき（総量規制編） ・湖沼水質保全特別措置法に基づく規制基準のてびき 《届出窓口》 水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法 ・　千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市においては市役所、他市町村においては各地域を所管する地域振興事務所地域環境保全課 千葉県環境保全条例 ・　市川市、松戸市、市原市においては市役所、他市町村（千葉市、船橋市、柏市を除く）においては各地域を所管する地域振興事務所地域環境保全課 ※千葉市、船橋市、柏市は市役所に類似手続の確認が必要
許認可等手続の内容	法及び県条例で定める特定施設（汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの）を設置しようとする者は、工事着手 60 日前までに届出書を上記窓口まで届け出なければならない。 また、特別措置法で定める指定施設を設置しようとする者は、届出書を上記窓口までに届け出なければならない。

５－１２　廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議 （千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱）
許認可等窓口	・ 民間の一般廃棄物処理施設 ・ 産業廃棄物処理施設・業 環境生活部 廃棄物指導課産業廃棄物指導室 電話 043-223-2655
許認可等手続の内容	事業者が廃棄物処理施設（積替保管施設を含む）の設置・変更を行おうとする場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」又は「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」に基づく手続きに先立ち、要綱に基づく事前協議が必要である。 事業者は、知事あてに廃棄物処理施設の設計概要書、生活環境影響調査書（積替保管施設は除く）等の関係書類を添えて、事前協議書を提出する。 知事は、当該計画を行うに当たっての留意事項等を指示し、事業者は、当該指示事項について、関係機関との調整、協議等を行う。 また、関係住民に対する説明会を開催するとともに関係市町村又は関係住民の 3 分の 2 以上で構成する団体と環境保全協定を締結しなければならない。 《留意点》 施設の設置場所が千葉市、船橋市、柏市の場合は、それぞれの市の規定による。

５－１３ 廃棄物処理施設設置等の許可

新エネルギー施設等の種類	バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	廃棄物処理施設設置等の許可 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項、第 15 条第 1 項、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第 12 条第 1 項、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱）
許認可等窓口	・ 民間の一般廃棄物処理施設 ・ 産業廃棄物処理施設・業 環境生活部 廃棄物指導課 産業廃棄物指導室 電話 043-223-2655 ・ 事業者が自らの廃棄物を処理するもの 各地域振興事務所 地域環境保全課
許認可等手続の内容	焼却施設、破砕施設など、政令で定める廃棄物処理施設及び条例で定める小規模廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、知事の 許可を得なければならない。また、既存の生産施設において新たに 廃棄物を処理する場合も同様、許可が必要である。 関係書類を添えて、必要事項を記載した申請書を知事に提出する。なお、許可申請に先立ち、施設設置に係る事前協議が終了している ことが必要である。 許可取得後、施設設置工事を行い、完了時には使用前検査申請書等を提出し、検査を受けなければならない。 《留意点》 千葉市、船橋市、柏市に係るものは、それぞれの市長の許可が必要。

５－１４　公害防止管理者の選任等の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	公害防止管理者の選任等の届出 （特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第４条）
許認可等窓口	環境生活部　環境政策課　環境影響評価・指導班 電話 043-223-4135,4138
許認可等手続の内容	以下の要件を満たす事業者は、公害防止管理者等を選任し、選任した日から 30 日以内に知事または市町村長（千葉市、船橋市、柏市）へ届け出ることが必要である。 ・ 対象となる業種 （1） 製造業（物品の加工業を含む） （2） 電気供給業 （3） ガス供給業 （4） 熱供給業 ・ 対象となる工場 上述の業種に属する工場であって、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める次のいずれかの施設を設置している工場 （1） ばい煙発生施設 （2） 汚水等排出施設 （3） 騒音発生施設（騒音規制法第３条第１号に規定される規制地域内に限る） （4） 特定粉じん発生施設 （5） 一般粉じん発生施設 （6） 振動発生施設（振動規制法第 3 条第 1 号に規定される規制地域内に限る） （7） ダイオキシン類発生施設 ・ 公害防止管理者と届出書 （1） 公害防止統括者・代理者 常時使用する従業員数が 21 人以上の工場で選任する。 「公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書」 （2） 公害防止主任管理者・代理者 ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されていて、排出ガス量が 4 万 m3/時以上であり、かつ排出量が 1 万 m3 以上／日である工場が対象。 「公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書」 （3） 公害防止管理者・代理者 該当する区分の公害防止管理者資格を有する者を選任する。 「公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書」

５－15 浄化槽設置の届出

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	浄化槽の設置の届出 （浄化槽法第 5 条第 1 項）
許認可等窓口	環境生活部 水質保全課 浄化槽班　 電話 043-223-3813 《届出窓口》 ・千葉市、船橋市、柏市に設置する場合は、それぞれの市の環境保全担当課 ・市原市に設置する場合は、県環境生活部水質保全課 ・それ以外の市町村に設置する場合は、その地域を所管する地域振興事務所地域環境保全課
許認可等手続の内容	新エネルギー等施設から排出される生活排水を処理するために浄化槽を設置しようとする者は、設置工事着手の 21 日（大臣型式認定を受けた形式の浄化槽にあっては 10 日）前までに、都道府県知事 （保健所設置市にあっては市長）及び当該都道府県知事を経由して 特定行政庁に届け出なければならない。 ただし、当該浄化槽について、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築確認申請を行う場合は、建築確認申請に浄化槽調書及び関係書類を添付することで設置届に替えることができる。

６．その他

６－１　地下水採取に係る許可

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	地下水採取に係る許可 （工業用水法第 3 条、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第 4 条、千葉県環境保全条例第 39 条）
許認可等窓口	環境生活部　水質保全課　地盤沈下対策班　電話 043-223-3822 《担当窓口》 ・ 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律 　環境生活部 水質保全課 ・ 千葉県環境保全条例 　各市町村担当課（相談は県水質保全課でも可）
許認可等手続の内容	地盤沈下の防止及び地下水の保全のため、地下水採取の規制をしたもの。 具体的には、井戸（揚水施設）を設置する場合、 (1) 設置予定場所が法・条例で指定した地域 (2) 揚水機の吐出口断面積が 6cm^2 を超える (3) 用途が法・条例で指定した特定の用途になる 以上、すべて該当すれば法・条例に基づく許可手続きを必要とする。 《留意点》 技術基準（揚水機の吐出口の断面積と井戸ストレーナーの位置）に適合していることが許可の基準である。ただし、地下水以外に水源がない場合、技術基準に適合しなくとも、ある一定の用途に限り、条件付きで例外的に許可される場合もある。 千葉市内の井戸の設置については、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、千葉市環境保全条例の手続きを千葉市担当部課に確認する必要がある。 市川市内の井戸の設置については、千葉県環境基本条例、市川市環境保全条例の手続きを市川市生活環境保全課に確認する必要がある。 船橋市内の井戸の設置については、千葉県環境保全条例、船橋市環境保全条例の手続きを船橋市環境保全課に確認する必要がある。 成田市内の井戸の設置については、千葉県環境保全条例、成田市公害防止条例の手続きを成田市環境対策課に確認する必要がある。 上記以外の市町村でも、条例で手続きが必要な場合があるため、各市町村担当課に確認する必要がある。

６－２　自動車環境管理計画書・実績報告書、自動車環境管理者選任（解任）届出書

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	自動車環境管理計画書・実績報告書、自動車環境管理者選任（解任）届出書 （千葉県環境保全条例第 55 条の 2・3・5） 《参考》 県内で 30 台以上自動車を使用している事業者の届出について
許認可等窓口	環境生活部 大気保全課 自動車環境対策班 電話 043-223-3557
許認可等手続の内容	県内の事業所で使用している自動車（軽自動車、二輪車、被けん引車及び特殊自動車を除く。）の合計が 30 台以上の事業者は、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するための事項を記載した自動車環境管理計画書及び実績報告書を提出する。 また、計画書の記載事項及び実施状況の把握等を行う自動車環境管理者の選任（解任）について届け出る。 《留意点》 使用している自動車の合計が 200 台以上の事業者は、令和 13 年 3 月末までに使用している自動車の 60%以上を低公害車とする。（県条例第 56 条の 2）

６－３　自動車使用管理計画書・状況報告書

新エネルギー施設等の種類	全般
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	自動車使用管理計画書・状況報告書 （自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第 33 条、第 34 条） 《参考》 県内で 30 台以上自動車を使用している事業者の届出について
許認可等窓口	環境生活部 大気保全課 自動車環境対策班 電話 043-223-3557
許認可等手続の内容	千葉県内の法対策地域内の事業所で合計して 30 台以上の自動車（軽自動車、二輪車、非けん引車及び特殊自動車を除く。）を使用する事業者（特定事業者）は、計画書の提出を行う。 また、計画書提出の翌年度から状況報告書の提出を行う。

６－４　河川の流水を利用する場合の流水の占用許可又は登録

新エネルギー施設等の種類	中小水力発電
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	河川の流水を利用する場合の流水の占用許可又は登録 （河川法第 23 条、第 23 条の 2）
許認可等窓口	県土整備部　河川環境課　河川海岸管理室　　電話 043-223-3132
許認可等手続の内容	河川の流水を利用する場合は、法第 23 条に定める流水の占用の許可を受けなければならない。 　なお、小水力発電を行う場合で、すでに農業用水等、許可を得ている水を利用する場合は、許可に代えて法第 23 条の 2 に定める登録を受けなければならない。 　また、農業用水の排水等を利用して発電を行う場合など、水利使用の許可を必要としない場合もある。

６－５　特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為を行う場合の許可

新エネルギー施設等の種類	全般（特定都市河川流域内で 1,000m2 以上の雨水浸透阻害行為を行う場合）
許認可等手続の概要 （関係法令等名・条項）	特定都市河川浸水被害対策法第 30 条
許認可等窓口	長生土木事務所　調整課　電話 0475-26-3702 県土整備部　河川整備課　一宮川流域浸水対策班（1ha 以上の場合に限る）　電話 043-223-3447
許認可等手続の内容	特定都市河川流域内において 1,000m2 以上の雨水浸透阻害行為を行う場合、知事の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられる。 ※開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、流出を抑制する対策を求めるもの

7. 市町村が定める許認可等手続き

7－1 銚子市

新エネルギー施設等の種類	風力発電
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	風力発電施設整備に関する遵守事項
問合せ先	銚子市 企画課 洋上風力推進室　電話 0479-24-8912
手続きの内容	銚子市に風力発電施設を設置する事業者に対し、建設場所や住民説明等、遵守すべき事項を記載している。

7－2 館山市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電、風力発電
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	館山市における太陽光・風力発電設備の設置に関する各種手続き情報
問合せ先	館山市 建設環境部 環境課 環境対策係　電話 0470-22-3352
手続きの内容	太陽光発電、風力発電設備の設置に伴い必要な市での手続き（埋立て許可、開発許可、占用許可など）をまとめ、手続き漏れがないようにするため公表している。 ※千葉県の「新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕」を参考に作成。

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－3　野田市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電　（10kW 以上。ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものは除く）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例 野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則
問合せ先	野田市　環境部　環境保全課　環境保全係 電話 04-7199-7489
手続きの内容	発電設備の事業の流れと条例上の主な手続は次のとおり。 1）事業者が土地を借りて事業を行う場合は事業者と土地所有者は市と事前相談を行い、土地所有者は誓約書を提出。 2）事前協議書の提出。 3）市と事前協議を実施。 4）太陽光発電設備計画についてのお知らせの標識を設置。 5）地域住民等に対し説明会を開催。 6）地域住民等との協議結果を報告。 7）太陽光事業の許可申請 8）太陽光事業の許可。 9）太陽光事業のお知らせ標識を設置。 10）設置事業着手届の提出。 11）設置事業完了届の提出。市が検査を行います。 12）発電事業開始届の提出。 ※令和6年1月から施行

7－4　茂原市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電（土地に自立して設置する 10kW 以上のもの）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱
問合せ先	茂原市　都市建設部　都市計画課　　電話 0475-20-1546
手続きの内容	・茂原市内で出力10kw以上の太陽光発電設備の設置を行うときは、市と事前協議が必要です。 ・茂原市太陽光発電設備事前協議の申出書に必要書類を添え、都市計画課へ2部提出してください。 ・提出期限は、工事に着手する日の60日前までです。 ・この事前協議の開始前に、地域住民の方々に対し事業計画について説明を行ってください。 ・説明会等実施報告書の提出が必須となります。

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－5 東金市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	東金市太陽光発電設備の設置に関する各種手続情報
問合せ先	東金市 経済環境部 環境保全課 生活環境係 電話 0475-50-1170
手続きの内容	太陽光発電設備設置に伴い、必要となる（又はその可能性のある）主な許認可等の手続情報を取りまとめており、地域に住んでいる方から十分な理解を得られるようコミュニケーションを図り、地域に配慮した事業の実施を行うことや手続きが適切に行われるよう公表している。

7－6 旭市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電（10kW 以上）※洋上、建築物屋根設置は対象外 風力発電（10kW 以上） ※洋上風力発電は対象外 バイオマス発電（10kW 以上）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	旭市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン
問合せ先	旭市 環境課 環境政策班 電話 0479-62-5328
手続きの内容	1. 設置前 ・土地利用・配慮すべき点の確認（景観、文化財保護など） ・近隣関係者（地域住民）への説明会開催（周知実施報告書） ・市へ事前協議書の提出 ・事業区域に標識設置（資源エネルギー庁ガイドラインによる） 2. 設置後 ・市へ設置完了届出 ・市へ事業の変更届（事前協議内容を変更するとき） ・廃止時は、市へ廃止届出書の提出

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－7　勝浦市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	勝浦市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する指導要綱
問合せ先	勝浦市　生活環境課　環境保全係　　電話 0470-62-5094
手続きの内容	太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的とし、住民説明会の開催、市への事前協議等を規定している（令和３年１０月１日施行）。

7－8　市原市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	太陽光発電所の設置に関する許認可等手続き情報
問合せ先	市原市環境部　環境管理課　地球温暖化対策係 電話 0436-23-9867
手続きの内容	太陽光発電所の設置に伴い必要な市での手続き（埋立て許可、開発許可、占用許可など）をまとめ、手続き漏れがないようにするため公表している。

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

７－９ 我孫子市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電 （土地に自立して設置する太陽光発電設備で発電出力が 30kW 以上のもの（ただし、自粛を要請する区域においては、10kW 以上のもの））
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例 我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例施行規則
問合せ先	我孫子市 都市部 都市計画課 景観推進室 電話 04-7185-1111（代表）
手続きの内容	太陽光発電設備の設置にあたり、事業者（個人事業者も含む）に対して、近隣関係者への事前周知や説明（説明を求められた場合に限る）、市への太陽光発電設備設置事業計画届出書等の届出を義務づけ、自粛を要請する区域の指定など必要な事項を定めている。 ※令和8年1月1日に本条例を廃止し、太陽光発電設備の設置の自粛要請に関する規定は、同日に施行する改正「我孫子市景観条例」に移行する。また、同条例で、一定出力以上の太陽光発電設備を新たに景観法に基づく届出の対象行為に追加し、我孫子市景観計画で定める色彩等の基準をこれに適用する。 なお、近隣関係者への事前周知は、令和6年4月に施行された改正再エネ特措法で条例の規定を上回る事前周知措置が事業者に義務付けられたことから、本条例の廃止とともに規定を廃止する。

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－10　富津市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電設備（土地に自立して設置する 10kW 以上のもの。）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	富津市太陽光発電設備の設置等に関する指導要綱
問合せ先	富津市　市民部　環境保全課　環境保全係 電話 0439-80-1274
手続きの内容	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第９条第４項に規定される再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電事業以外の発電事業に対し、以下の手続きや配慮すべき事項等を定める。 ・周辺地域の住民への説明 ・太陽光発電設備設置の届出（設置工事着手の60日前）

7－11　袖ケ浦市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電設備（20kW 以上）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	袖ケ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン
問合せ先	袖ケ浦市　環境経済部　環境管理課　環境管理班 電話 0438-62-3404（直通）
手続きの内容	太陽光発電設備設置事業者の自主的で適正な太陽光発電設備の設置及び管理を促すことを目的として、住民説明会の開催、市への事前協議等を規定し、令和元年7月1日以降に工事を着手する太陽光発電設備設置事業から適用する。

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－12 白井市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電 （ただし、建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く。）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン
問合せ先	白井市　市民環境経済部　環境課　環境保全係 電話　047-401-5409
手続きの内容	本ガイドラインは、太陽光発電施設を設置する者が、市内における当該施設の設置に関し、近隣住民の安全・安心を守り、生活環境等に配慮しながら、市及び近隣住民に対し、事業計画及び事業内容を工事着手前に明確にすることについて必要な事項を定めたものである。 設置者は、事前周知等を通じて、近隣住民の理解が得られるよう努めなければならない。 ガイドラインの区分と設置者による手続き ①大規模発電施設：出力50kW以上の太陽光発電施設 ・ 環境配慮書を市長に提出 ・ 白井市まちづくり条例に基づく開発事業事前協議書の提出 ②小規模発電施設：出力10kW以上50kW未満の太陽光発電施設 ・ チェックリストの提出 ・ 工事着手30日前までに、白井市太陽光発電施設計画届出書に計画区域の位置図等を添付し提出

7－13 いすみ市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電設備（10kW 以上。ただし、建築物又は工作物の屋根又は 屋上に設置するものを除く。）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱
問合せ先	いすみ市　環境保全課　　電話 0470-62-1385
手続きの内容	太陽光発電設備の適正な設置に関し、事業区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良質な生活環境、豊かな自然環境及び景観の保全を図ることを目的として、地域住民等に対する説明会の開催、市へ事前協議を行うなど必要な事項を定めている。

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－14　大網白里市

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	大網白里市太陽光発電設備と地域環境との調和に関する条例
問合せ先	大網白里市　都市整備課　開発審査班　　電話 0475-70-0363
手続きの内容	太陽光発電設備の適正な設置及び管理を促し、災害の拡大の防止や自然環境・地域環境との調和を図ることを目的として、市による区域指定や事業者の責務、各種手続き等を定める。 〇対象事業 市内に設置される全ての事業用の太陽光発電事業（建築物の屋根または屋上に設置するもの及び自己の居住の用に供する住宅の敷地内に設置するものを除く。） ※令和5年1月1日以降に工事着手する事業が対象 〇事業区域 ⑴原則、設置を行わない区域 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、保安林、自然公園（特別区域） ⑵設置を抑制する区域 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域、浸水想定区域、千葉県建築基準法施行条例第4条に基づくがけ、市緑の基本計画に基づく保全すべき特に重要な緑地 ⑶慎重な検討と配慮が必要な区域 地域森林計画対象民有林、農地、埋蔵文化財包蔵地、自然公園（普通地域） 〇手続き ・地域住民等への説明会の開催 ・工事着手日60日前までの市との事前協議 ・地位承継時の10日以内の届出 ・事業廃止時の30日前までの届出

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－15 酒々井町

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電（出力合計 10kW 以上、区域面積 100m^2 以上）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	酒々井町太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン
問合せ先	酒々井町 経済環境課 環境対策室　電話 043-496-1171
手続きの内容	事前協議が必要となる。太陽光発電施設事業を実施しようとするときは、当該事業に着手する日の60日前までに事前協議書（別記第1号様式）に次の書類を添えて提出し、協議するものとする。 (1) 事業計画書（別記第2号様式） (2) 地域住民等説明会報告書（別記第3号様式） (3) 計画区域の図面 (4) その他町長が必要と認める書類

7－16 栄町

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電（事業区域内の太陽光発電施設（土地に自立して設置するもの）の出力が10キロワット以上の事業に適用する。）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	栄町太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン
問合せ先	栄町 経済環境課 環境対策室　電話 0476-33-7713
手続きの内容	1 事業着手60日前までに、事業計画書や地域住民等説明会報告書などを添付した事前協議書を提出する。 2 事前協議の前に、地域住民等への説明会を開催し、合意形成に努める。説明会の対象者は、事業区域に隣接する土地建物の所有者及び自治会等の代表者の他、太陽光発電施設の出力に応じ、次のとおりとする。 ①50kw未満の場合は事業区域から100m以内の居住者 ②50kw以上の場合は事業区域から300m以内の居住者 ③40,000kw以上の場合は事業区域から1km以内の居住者

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－17　東庄町

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電 【対象となる施設の基準】 東庄町内で設置される出力 10kW 以上の事業用太陽光発電施設(土地に自立して設置されるもの)
手続き(条例、ガイドライン等)の名称	東庄町太陽光発電施設設置及び管理に関するガイドライン
問合せ先	東庄町　町民課　生活環境係　電話 0478-86-6072
手続きの内容	町内における太陽光発電施設を新設、増設、改修等を行う事業者に対し、災害の防止や環境及び景観の保全、町民の安全と安心を確保するため、事業者が配慮すべき事項を示し、地域住民等との合意形成に基づく事業者による自主的で適正な太陽光発電施設の設置及び管理を促進する。 また、必要な手続きは、地域住民に太陽光発電施設事業の説明会を開催した後、事業の着手日の60日前までに事前協議書、事前計画書、地域住民説明会報告書等を提出する。 住民から意見、要望があった場合、合意形成に努め、事前計画を立てる際は関係法令等を遵守し、関係機関に事前相談し、協議その他必要な手続きを行う。

7－18　睦沢町

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電(10KW 以上)
手続き(条例、ガイドライン等)の名称	睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱
問合せ先	睦沢町　建設課　生活環境班　　電話 0475-44-2515
手続きの内容	設置事業を実施しようとする事業者に対して、当該設置事業に着手する日の60日前までに睦沢町太陽光発電設備事業事前協議(変更)申出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。 (1)睦沢町太陽光発電設備事業計画書(様式第2号) (2)睦沢町地域住民等説明会等実施報告書(様式第3号) (3)太陽光発電設備の実施に当たり法令等による許認可を受けているときは、その許可書等の写し

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－19 長生村

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電（事業区域　1,000m^2 以上）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	長生村太陽光発電設備の設置に関する指導要綱
問合せ先	長生村　下水環境課　環境係　　電話 0475-32-2494
手続きの内容	・設置届提出前に地元自治会等に周知を行い、その理解を得なければならない。 ・設置届を事業着手前30日前までに提出 ・完了届を事業完了後14日以内に提出 ・太陽光発電設備の名称、設置場所及び管理者並びに太陽光発電設備の所有者等の名称及び連絡先を当該太陽光発電施設に表示

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－20 白子町

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電（発電出力が 10kW 以上）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	白子町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱
問合せ先	白子町 環境課　電話 0475-33-2118
手続きの内容	発電出力が10kW以上の太陽光発電設備に係る設置事業、発電事業について適用する。 ① 設置届（当該設置事業に着手する日の60日前まで提出） ・ 太陽光発電事業計画書（別記様式第3号） ・ 法人の場合は、法人の登記簿謄本 ・ 位置図（縮尺25,000分の1以上で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの） ・ 見取図（縮尺2,500分の1以上で事業区域の周辺の住宅、公共施設等の状況が判別できるもの） ・ 太陽光発電事業実施工程表 ・ 土地利用現況平面図（縮尺1,000分の1以上のもの） ・ 土地利用計画平面図（縮尺1,000分の1以上で土地の形状変更や雨水、土砂等の流出の対策がわかるもの） ・ 排水計画平面図 ・ 事業区域の土地の登記事項証明書 ・ 不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面 ・ 太陽光発電事業説明会等結果報告書（別記様式第1号） ・ 事業区域の土地が借地の場合は所有者との契約書の写し ・ その他町長が必要と認める書類 ② 設置事業着手届（様式第6号） ・ 工事工程表 ③ 設置事業完了届（様式第7号） ・ 設置事業の施工前、施行中及び施工後の写真

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－21　長柄町

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電（50kW 以上）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	長柄町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例 長柄町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則
問合せ先	長柄町　建設環境課　生活環境係　　電話 0475-35-2114
手続きの内容	発電出力が50kW以上の設置事業及び発電事業を行うものは、設置事業を行おうとする日の60日前までに計画書を届け出なければならない。 必要書類 (1) 長柄町太陽光発電設備設置事業計画届出書（様式第1号） (2) 説明結果報告書（様式第2号） (3) 工事工程表 (4) 設置区域位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上） (5) 設置区域の現況図（縮尺 500 分の 1 以上） (6) 設置事業計画図（縮尺 500 分の1以上） (7) その他町長が必要と認める書類

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－22 長南町

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電（1,000m^2 以上）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	長南町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱
問合せ先	長南町 生活環境課 環境対策係　電話 0475-46-3396
手続きの内容	太陽光発電設備の設置を行う事業のうち、事業区域が1,000m^{2}を越える事業について、町との協議を必要とする。 ① 事前協議必要書類 ・ 太陽光発電設備設置届出書（様式第1号） ・ 太陽光発電事業計画書（様式第2号） ・ 法人の登記簿謄本（法人の場合） ・ 縮尺1/50,000程度の設置区域位置図 ・ 太陽光発電事業実施工程表 ・ 縮尺1/1,000程度の土地利用現況図 ・ 縮尺1/1,000程度の土地利用計画図 ・ 排水計画図 ・ 土地の地番及び権利を有する者が記載された公図の写し ・ 太陽光発電事業説明結果報告書（様式第3号） ・ その他町長が必要と求める書類 ② 着手時 ・ 着手届（様式第5号） ③ 完了時 ・ 完了届（様式第6号） ・ 写真（施工前、施行中、施工後）

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

7－23 大多喜町

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電（10kW 以上）
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	大多喜町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱
問合せ先	大多喜町　生活環境課　環境係　電話　0470-62-5111
手続きの内容	発電出力が10kW以上の太陽光発電設備に係る設置事業、発電事業に着手する場合は町との事前協議が必要。 大多喜町太陽光発電設備設置事業事前協議（変更）申出書を事業着手の60日前までに提出 添付書類 ⑴ 大多喜町太陽光発電設備事業計画書（第2号様式） ⑵ 大多喜町地域住民等説明会等実施報告書（第3号様式） ⑶ 太陽光発電設置事業の実施に当たり法令等による許認可を受けているときは、その許可書等の写し ⑷ 町指導要綱別表で定める「位置図」、「現況図」、「現況写真」、「土地利用計画図」、「造成計画平面図」、「造成計画断面図」、「排水施設計画図」等

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

７－２４　御宿町

新エネルギー施設等の種類	太陽光発電、風力発電
手続き（条例、ガイドライン等）の名称	御宿町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、同施行規則、技術的基準
問合せ先	御宿町　建設水道課　建設係　　電話 0470-68-6693
手続きの内容	令和 2 年 1 月 1 日以降、事業区域が 1,000 平方メートルを超える太陽光・風力の再生可能エネルギー発電事業を行う場合、工事着手の 60 日前までに町長に届出が必要となる。 届出が提出されると、再生可能エネルギー発電事業に係る技術的基準に定められた内容と適合審査を行い、適合する場合、町から事業同意書が交付される。（※適合していない場合、設計変更などをすることになる。） ⑴太陽光 建築物以外に再生可能エネルギー発電設備を設置するもので、太陽電池モジュールの総面積が 12,000 平方メートル以下の事業（12,000 平方メートル以上のものについて町は同意しない） ⑵風力 再生可能エネルギー発電設備の高さが 10 メートル以上 13 メートル以下で、かつ、当該設備の高さが稜線を超えない事業（高さ 13　メートルを超えるものについて町は同意しない）

最新の許認可等手続の有無や手続の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

８. 市町村規制区域等、県出先機関所管区域

８－１　規制区域等がある市町村（一覧）

手続情報ページ番号	近郊緑地保全区域	風致地区	景観計画区域	国定公園	県立自然公園	環境保全地域			鳥獣保護区	特別緑地保全地区	生産緑地地区	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	宅地造成等工事規制区域	砂防指定地	特定都市河川流域
						自然	郷土	緑地								
	10	10	11	15	16	18			18	25	25	28	28	29	30	58
千葉市	○		○		○					○	○		○	○		
銚子市		○		○	○		○						○	○		
市川市	○	○	○						○	○	○		○	○		
船橋市		○	○				○				○		○	○		
館山市			○	○					○				○	○	○	
木更津市			○			○					○		○	○		
松戸市			○							○	○		○	○		
野田市	○										○			○		
茂原市			○				○						○	○		○
成田市			○		○		○				○		○	○		
佐倉市			○		○					○	○		○	○		
東金市					○		○						○	○		
旭市					○		○						○	○		
習志野市									○		○		○	○		
柏市			○		○					○	○		○	○		
勝浦市				○									○	○		
市原市			○		○	○	○	○			○		○	○	○	
流山市			○							○	○		○	○		
八千代市											○	○	○	○		
我孫子市			○		○					○	○			○		
鴨川市				○	○	○			○			○	○	○	○	
鎌ケ谷市			○								○		○	○		
君津市	○		○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	
富津市				○	○				○		○	○	○	○	○	
浦安市			○											○		
四街道市											○		○	○		
袖ケ浦市			○								○		○	○	○	
八街市														○		
印西市			○		○						○		○	○		
白井市											○		○	○		
富里市											○			○		
南房総市				○	○	○	○		○			○	○	○	○	
匝瑳市					○		○						○	○		
香取市		○		○	○								○	○		
山武市			○		○								○	○		
いすみ市				○			○					○	○	○		
大網白里市			○		○								○	○		
酒々井町			○		○									○		
栄町					○								○	○		
神崎町					○								○	○		
多古町													○	○		
東庄町				○					○				○	○		
九十九里町					○									○		
芝山町													○	○		
横芝光町					○								○	○		
一宮町					○								○	○		○
睦沢町							○						○	○		○
長生村					○									○		○
白子町					○									○		
長柄町					○				○					○		○
長南町					○				○				○	○		○
大多喜町				○	○									○	○	
御宿町				○									○	○		
鋸南町				○								○	○	○	○	

８－２　用語解説

（1）近郊緑地保全区域

保全区域内（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く）において、建築物、工作物の建築等、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立などの行為を行おうとする場合に、行為の届出を要する。

https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/toshikeikaku/kinkouryokuti.html

（2）風致地区

風致地区内において、建築物、工作物の建築等、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立などの行為を行おうとする場合に、行為の許可を要する。

https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/toshikeikaku/fuuchichiku/

（3）景観計画区域

景観計画区域内において、建築物の建築、工作物の建設、開発行為などの行為を行おうとする場合に、行為の届出を要する。なお、届出対象行為は、各市町で内容が異なるため、確認をする必要がある。

https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/keikanzukuri/keikanhou.html

（4）鳥獣保護区特別保護地区

国指定鳥獣保護区特別保護地区及び県指定鳥獣保護区特別保護地区内で次の行為を行う場合は、それぞれ環境大臣、都道府県知事の許可を受けなければならない（ただし、除外規定については個別に確認のこと）。

① 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること
② 水面を埋め立て、又は干拓すること
③ 木竹を伐採すること

https://www.pref.chiba.lg.jp/shizen/choujuu/hogoku/hogoku-gaiyou.html

（5）特別緑地保全地区

特別緑地保全地区内において、建築物、工作物の建築等、土地の形質の変更、木竹の伐採、水面の埋立などの行為を行おうとする場合に、行為の許可を要する。

https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/toshikeikaku/tokubeturyokuti/tikuitiran.html

（6）生産緑地地区

生産緑地地区においては、建築等の行為は市の許可を受けなければならないが、市は農業等に関係するものに限り許可をすることができる。

https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/toshikeikaku/seisannryokuti.html

（7）地すべり防止区域

地すべり防止区域内において以下の行為をしようとするものは、知事の許可を受けなければならない。

① 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為
② 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為
③ のり切又は切土で政令で定めるもの
④ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良
⑤ 上記のほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/jisuberi.html

（8）急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域内においては、以下の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

① 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
② ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
③ のり切、切土、掘さく又は盛土
④ 立木竹の伐採
⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出
⑥ 土石の採取又は集積
⑦ 上記に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で、政令で定めるもの

https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/kyuukeisha/index.html

（9）宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事で、面積が 500 ㎡を超える切土・盛土、さが 2m を超える切土、高さが 1m を超える盛土などを行う造成主は、当該工事に着手する前に知事の許可を受ける必要があり、許可の申請窓口は市町村となる。

https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/kaihatsukoui/takuchizousei.html

（10）砂防指定地

砂防指定地において、次の行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

① 竹木の伐採
② 土石、芝草その他の土地の産出物の採取
③ 建築物、橋、電柱その他の工作物の新築、改築又は除却
④ 地引きによる竹木の搬出
⑤ 土地の開墾、盛土、掘削、切土又はのり切
⑥ 家畜の放牧等

https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/shiteichi/

（11）特定都市河川流域

特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、1,000m2 以上の雨水浸透阻害行為を行うものは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

① 宅地等にするために行う土地の形質変更
② 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆う等）
③ 土地の舗装の外、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの

https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen/kasenshitei.html

８－３ 県出先機関所管区域

＜地域振興事務所＞

（事務所名）	（管轄地域）
葛南地域振興事務所（地域環境保全課） 電話番号：047-424-8092	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾地域振興事務所（地域環境保全課） 電話番号：047-361-4048	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市
印旛地域振興事務所（地域環境保全課） 電話番号：043-483-1447	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取地域振興事務所（地域環境保全課） 電話番号：0478-54-7505	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝地域振興事務所（地域環境保全課） 電話番号：0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域振興事務所（地域環境保全課） 電話番号：0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生地域振興事務所（地域環境保全課） 電話番号：0475-26-6731	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅地域振興事務所（地域環境保全課） 電話番号：0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房地域振興事務所（地域環境保全課） 電話番号：0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津地域振興事務所（地域環境保全課） 電話番号：0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市

＜農業事務所＞

（事務所名）	（管轄地域）
千葉農業事務所 電話番号：0436-21-0127 （総務課、基盤整備課） 電話番号：043-300-0950 （企画振興課、改良普及課）	千葉市、習志野市、市原市、八千代市
東葛飾農業事務所 電話番号：04-7143-4121 （総務課、企画振興課、地域整備課、指導管理課） 電話番号：04-7162-6151 （改良普及課）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市
印旛農業事務所 電話番号：043-483-1125	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取農業事務所 電話番号：0478-52-9191	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝農業事務所 電話番号：0479-72-1556 （総務課、地域振興課、指導管理課、） 電話番号：0479-62-0156 （企画振興課、改良普及課）	銚子市、旭市、匝瑳市
山武農業事務所 電話番号：0475-54-1121	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生農業事務所	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

電話番号:0475-25-1141	
夷隅農業事務所 電話番号:0470-62-2155 （総務課、地域整備課、指導管理課） 電話番号:0470-82-4956 （企画振興課、改良普及課）	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房農業事務所 電話番号:0470-22-8641 （総務課、企画振興課、改良普及課、 地域整備課、指導管理課） 電場番号:04-7092-5621 （鴨川地域整備課）	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津農業事務所 電話番号:0438-22-6258	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市

＜林業事務所＞

（事務所名）	（管轄地域）
北部林業事務所 電話番号:0475-82-3121	香取地域、海匝地域、山武地域、長生地域
北部林業事務所　印旛支所 電話番号:043-483-1130	葛南地域、東葛飾地域、印旛地域、千葉市
中部林業事務所 電話番号:0439-55-4970	木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ケ浦市
南部林業事務所 電話番号:04-7092-1318	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、夷隅郡、安房郡

＜漁港事務所、水産事務所＞

（事務所名）	（管轄地域）
銚子漁港事務所 電話番号:0479-22-6503	銚子市から九十九里町までの間に位置する漁港（銚子漁港、外川漁港、飯岡漁港、栗山川漁港、片貝漁港）
南部漁港事務所 電話番号:0470-23-4751 南部漁港事務所　大原支所 電話番号:0470-62-9359	木更津市、君津市、富津市、館山市、鴨川市、勝浦市、いすみ市、南房総市及び安房郡、夷隅郡の8市2町に所在する漁港（61港）
銚子水産事務所 電話番号:0479-22-8397	銚子市、成田市（旧下総町の区域に限る。）、東金市、旭市、匝瑳市、香取市、山武市及び大網白里市並びに香取郡及び山武郡
館山水産事務所 電話番号:0470-22-5761	館山市、鴨川市、富津市（旧大佐和町及び旧天羽町の区域に限る。）、南房総市、安房郡
勝浦水産事務所 電話番号:0470-73-0108	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡

＜土木事務所、港湾事務所＞

（事務所名）	（管轄地域）
千葉土木事務所 電話番号:043-242-6101	千葉市、習志野市、八千代市
葛南土木事務所 電話番号:047-433-2421	市川市、船橋市、浦安市
東葛飾土木事務所 電話番号:047-364-5136	松戸市、野田市、流山市、鎌ケ谷市
柏土木事務所	柏市、我孫子市

電話番号:04-7167-1201	
印旛土木事務所 電話番号:043-483-1140	佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、酒々井町、栄町
成田土木事務所 電話番号:0476-26-4831	成田市、富里市、芝山町、多古町
香取土木事務所 電話番号:0478-52-5191	香取市、神崎町、東庄町
銚子土木事務所 電話番号:0479-22-6500	銚子市
海匝土木事務所 電話番号:0479-72-1100	旭市、匝瑳市
山武土木事務所 電話番号:0475-54-1131	東金市、山武市、大網白里市、山武郡(芝山町を除く。)
長生土木事務所 電話番号:0475-24-4521	茂原市、長生郡
夷隅土木事務所 電話番号:0470-62-3311	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
安房土木事務所 電話番号:0470-22-4341	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
君津土木事務所 電話番号:0438-25-5131	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市
市原土木事務所 電話番号:0436-41-1300	市原市
千葉港湾事務所 電話番号:043-246-6201	千葉港に関する区域(葛南港湾事務所の所管区域を除く。)
葛南港湾事務所 電話番号:047-433-1876	千葉港に関する区域(市川市、船橋市及び習志野市地先に限る。)
木更津港湾事務所 電話番号:0438-25-5141	木更津港、上総湊港及び浜金谷港に関する区域